

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年6月15日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後4時50分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植田 光一 議 事 係 長 中川 真理		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総 務 部 長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志          総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩          次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子          行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫          職員課課長補佐 入江 卓司 検 査 契 約 課 長 河上 昌輝          検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財 産 経 営 課 長 濱岡 直樹          財産経営課課長補佐 中村 和範 資 産 活 用 推 進 課 長 福井 一朗          資産活用推進課課長補佐 有田 博</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉          収 納 推 進 課 長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志          固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘          人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美          男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		

	<p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫          次長兼政策企画課長 戸田 昭弘 政策企画課課長補佐 平田 政志  <small>政策企画課地方創生・デジタル化推進室長</small> 上田 貴洋 <small>政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長補佐</small> 上田 芳郎          秘書課長 山根康子郎 秘書課広報室長 松本 縁          文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 城市 索          情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史          情報政策課課長補佐 田渕 聡</p> <p><b>【市民生活部】</b></p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明          地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子          協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志          市民総合相談課課長補佐 金谷 幸一 市民課長 西垣 隆司          市民課課長補佐 中島 泉</p> <p><b>【環境局】</b></p> <p>環境局長兼生活環境課長 国森加津恵 生活環境課課長補佐 古網 竜也</p> <p><b>【総合支所】</b></p> <p>福部町総合支所長 平戸伊寿美 福部町総合支所副支所長 森 昌彦          気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男          鹿野町総合支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所副支所長 小林 克己          青谷町総合支所長 田中 隆志 青谷町総合支所副支所長 安達 典子</p> <p><b>【選挙管理委員会事務局】</b></p> <p>事務局 局長 馬場 睦雄 事務局 次長 田渕 康修</p> <p><b>【出納室】</b></p> <p>会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也</p> <p><b>【市議会事務局】</b></p> <p>事務局 局長 保木本英明 事務局 次長 植田 光一</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

( ) おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、請願・陳情審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部、各種委員会の順に進めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、総務部・危機管理部に入りたいと思います。まず、乾総務部長に御挨拶をいただき、その後、人事異動で替わられた方で、自己紹介がまだの方があれば、続けて自己紹介をお願いいたします。乾総務部長。

○乾 秀樹危機管理部長 はい。おはようございます。総務部長、乾でございます。本日の総務企画委員会、議案の説明及び報告等をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、議案のうち、一般会計補正予算（第3号）についてでございます。この補正予算につきましては、肉づけ予算といたしまして、コロナからの復興、鳥取市の明るい未来づくり飛躍予算と名づけまして、補正額の総額は40億1,428万2,000円という規模でございます。なお、4月、5月の臨時補正で前倒しをいたしました対策を含めると、政策予算の規模は48億7,000万円という規模になってございます。

この予算の特徴でございますけれども、深澤市政3期目、これの公約に沿った事業を中心に計上をさせていただき、新規事業は60事業となっております。また、明るい未来をつくるための積極型予算として、一般会計の肉づけ予算の総額は、市町村合併後の最大規模といったような内容となっております。詳細につきましては、後ほど、また御説明申し上げたいと思います。

本日は、この一般会計補正予算をはじめ、議案が5件、そして、報告が1件と、その他の報告3件といったような内容となっております。どうぞ簡潔な説明に努めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、この後、4月、5月の人事異動によりまして、まだ御挨拶が済んでいない、新たな説明員から自己紹介をさせていただきます。どうぞよろしくお願申し上げます。

◆吉野恭介委員長 はい。自己紹介、お願いたします。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。では、失礼いたします。人権政策局次長、中央人権福祉センター所長を拝命いたしました川口寿弘です。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

○河上昌輝検査契約課長 検査契約課課長の河上昌輝と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○濱岡直樹財産経営課長 おはようございます。財産経営課長の濱岡と申します。よろしくお願いたします。

○福井一朗資産活用推進課長 失礼します。4月1日の人事異動で、資産活用推進課長を拝命いたしました福井と申します。よろしくお願いたします。

○池原章博収納推進課長 おはようございます。収納推進課長を拝命しました池原です。よろしくお願いたします。

○霜村俊二検査契約課課長補佐 失礼します。検査契約課課長補佐を拝命いたしました霜村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○有田 博資産活用推進課課長補佐 失礼します。資産活用推進課課長補佐を拝命しました有田と申します。よろしくお願いいたします。

○中瀬 淳収納推進課課長補佐 収納推進課の課長補佐となりました中瀬と申します。よろしくお願いいたします。自己紹介は以上になります。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、自己紹介のみで、議案説明・報告のない部署の方は、ここで御退席をお願いいたします。

#### 議案第 89 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案の説明に入ります。議案第 89 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についてであります。執行部より、説明をお願いいたします。河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 89 号鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）、所管に属する部分の御説明を申し上げます。説明につきましては、資料の 1、A 4 横長でございます。こちらに沿って御説明をさせていただきます。なお、歳出の事業につきましては、既にお配りをしております事業別概要、それから予算書、こういったもので随時御説明をさせていただきたいというふうに思っております。なお、歳入につきましては、基本的には、国・県補助金などの特定財源、こちらは、歳出のほうで御説明をさせていただきますので、省略をさせていただきたいというふうに思っております。それ以外の一般財源、それから、全体に係る項目としまして、特別に説明が要るもの、こちらの分だけを御説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、資料 1 の 2 ページをおはぐりください。こちら、予算書のほうは 16 ページでございます。2 つ目の項目、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、総務費補助金でございます。こちら、補正額が 5 億 9,526 万 3,000 円でございます。補正後額が 8 億 6,178 万 8,000 円ということになっております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。こちら、本市のほうに既に配分をされました交付金を活用して、交付要綱に沿った事業、今回でございますと、21 事業充当しておりますので、こういったものに使うというものでございます。なお、こちらの交付金の中には、令和 4 年 4 月 28 日、国の物価高騰対策分、速やかに使うということで通知が来ております。こちらも活用させていただいておるのでございます。

続きまして、3 ページでございます。中ほどの款・項・目、基金繰入金でございます。予算書のページは 20 ページということでございます。補正額が 3 億円、補正後額が 4 億 1,371 万 9,000 円ということでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金ということでございます。こちら、これから、議案第 107 号で専決処分、3 月 31 日に専決処分させていただきました令和 3 年度の補正予算です。こちらで積立てをいたしましたコロナ基金を、速やかに取崩しを行いまして、今回の 6 月補正で計上ということにさせてい

ただきたいと考えております。こちら、3億円を活用して、それぞれの事業に充てさせていただいたというものでございます。

続きまして、その下でございます。款・項、繰越金、目が前年度繰越金、こちらも、予算書のページが20ページでございます。補正額が8億1,860万6,000円ということでございます。現在、前年度繰越金、いわゆる剰余金については、決算をしているところでございます。9月議会で決算認定を受けたいというふうに考えておりますが、こちらの繰越金を使って、一般財源としたいというふうに考えております。補正後額は12億97万9,000円ということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。同じく資料の4ページを御覧ください。款諸収入、項雑入、目雑入のコミュニティ事業助成金でございます。これは、後ほど歳出のほうで御説明いたしますが、地域防災組織、これは消防団になりますが、こちらの育成事業に活用するというので、自治総合センターのコミュニティ事業の申請が採択されたため、予算計上させていただくものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。続きまして、歳出の説明をさせていただきます。5ページを御覧ください。予算書26ページ、事業別概要17ページ上段でございます。総務費、総務管理費、一般管理費、職員費（一般職）、新型コロナウイルス感染症対応職員費でございます。補正額は1億4,658万6,000円でございます。この内訳としましては、時間外勤務手当1億3,460万4,000円、その他手当1,011万1,000円、それから会計年度任用職員の報酬187万1,000円でございます。新型コロナも6月半ばになって少し落ち着いてきた感はありますけれども、先が見通せない中で、対応する職員の時間外勤務手当等の補正を計上させていただくものでございます。財源としましては、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用するものでございます。

続きまして、その次の段でございます。予算書26ページ、事業別概要17ページ下段でございます。人事管理費、人事給与システム経費でございます。補正額47万9,000円をお願いをするものでございます。こちらは、令和4年10月から、新たに地方公務員共済組合員となる非常勤職員に、共済組合の短期給付、医療保険ですが、これが適用になります。これに対応するためのシステム改修費、経費でございます。財源は一般財源でございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。続きまして、財産管理費、庁舎管理費の総合支所整備事業費になります。補正額は1,326万3,000円です。こちらは、平成24年12月の移転に伴いまして廃止されました旧国府町総合支所の解体を行うものです。旧国府支所は、廃止後、敷地も含めました建物解体条件付売却を行えるように検討を続けてまいりましたが、なかなかちょっと難しいということで現在に至っております。このような中、県が進めています周辺の県道事業との兼ね合いもございまして、このたび解体工事を進めていくものです。

今補正では、実施設計、解体工事に伴い、損害が生じるおそれのある周辺の建物の事前の工

損調査及びアスベスト含有分析調査を行うための費用を計上しております。財源としましては、解体実施設計費に公共施設等適正管理推進事業債、こちらを活用いたしまして、地方債を500万円としております。解体工事は、翌令和5年度、その後、工事後の工損調査を行う予定としております。

続きまして、その下になります、本庁舎等管理費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）です。事業別概要は18ページの下段となります。補正額は1,200万円となります。こちらは、鳥取市保健所の電話料金についての補正となります。今年の1月から、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴いまして、その対応を行う保健所の電話料金も増加しております。また、今月より、健康観察、積極的疫学調査、夜間相談を24時間体制で行いますコールセンターも設置されておるところです。これらの電話対応業務を今後ともしっかりと行うための経費1,200万円を計上しております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課長の池上です。その下の男女共同参画啓発事業費について御説明します。事業別概要の20ページ下段を御覧ください。この事業は、明るい未来プランの1つとして、例年募集をしている自主企画事業の委託費を10万円から30万円に拡充をして実施するものです。また、事業別概要の事業内容のところにも記載しておりますが、具体的にテーマを決めて募集することとしておりまして、令和4年度のテーマは、「仕事と家事と自分時間の調和した生活モデルの実現！～子どもと暮らす生活編～」ということで募集をし、実施することとしております。事業の実施後は、参加者へのアンケートなどを参考に、今後の取組につなげていきたいと考えております。

続きまして、その下ですが、女性応援つながりサポート事業費について御説明します。事業別概要は21ページを御覧ください。この事業は、昨年度本市が実施をしました生理に関する悩みや困り事についてのアンケート結果を基に、女性特有の健康課題について学んだり、少人数で話ができる座談会のような機会の提供を民間団体等へ委託するものです。また、明るい未来プランの1つとして、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、希薄となった人とのつながりを回復することも目的としています。なお、本事業は、財源としまして、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用することとしており、補正予算額60万円の財源内訳は、交付金45万円と一般財源15万円です。以上です。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。資料は6ページをおはぐりください。予算書は28ページ、事業別概要は22ページの上段になります。款総務費、項総務管理費、諸費、総合防災対策費の避難案内板等設置費でございます。補正額は35万4,000円でございます。補正予算の財源は一般財源です。本市では、設置場所やその目的に応じまして、避難場所等に関する各種案内板を整備しております。このたびの補正予算では、学校や地区公民館など、多くの市民が利用して、目に触れやすく、また、避難所として使用される施設67施設に、その施設の場所で想定される浸水の深さや、避難所としての情報を表示することで、市民

の皆様、その地域の洪水のリスクを周知し、それによって、災害時の安全でスムーズな避難行動につなげようとするものでございます。これまで設置したことがございませんが、イメージとしては、サイドブックスにも掲載させていただいておりますが、現在のところ、こういうようなイメージのものを作成、確定稿ではございませんが、こういったイメージのものを作成して掲示したいと考えておるところでございます。

続きまして、その下でございます。予算書は同じく28ページ、事業別概要22ページの下段、同じく諸費、総合防災対策費の鳥取市受援計画策定事業費でございます。補正額は590万7,000円、補正予算の財源は一般財源です。本市は、昨年度、令和3年度に、鳥取市業務継続計画、いわゆるBCPを策定いたしました。BCPにより整理されました非常時優先業務を遂行するためには、人的資源などが不足することが想定されております。この不足を補うためには、外部からの応援が不可欠ですが、例えば、業務ごとに応援が必要となる人員数の算定や応援要請の手続など、大規模災害発生時に、これらの作業や手続が円滑に行われなければ、応急対策や、市民に影響が多い通常業務の遂行に支障が生じるおそれがあります。こうした混乱を抑制して、効率的に大規模災害時における非常時優先業務を遂行しようとするものであります。

計画の主な内容としましては、受援を受ける対象となる業務を特定して、その応援要請手続を定めた受援シートを業務ごとに作成すること。応援で受ける人的・物的資源を効率的に配分するために、全庁的な窓口や調整機能を担う受援担当の設置をはじめとして、庁内の各部署の役割の整理をすること。また、応援を受ける場合の庁内ニーズの把握方法や、その要請先及び要請方法に関する事項を整理することなどを予定しております。本市の受援体制の構築に資する計画としたいとするものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。そうしますと、続きまして、説明資料6ページ中段、人権福祉センター施設管理費についてです。事業別概要は19ページの上段になります。これは、江山人権福祉センター多目的室、並びに、国府人権福祉センター大広間のエアコンを更新するもので、補正額は88万2,000円を計上させていただいております。内訳は、江山福祉センター分が47万5,000円、国府人権福祉センター分が40万7,000円となっております。

続きまして、その説明資料のその下になります。地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費についてです。事業別概要19ページ下段になります。これは、住居確保給付金の再支給の申請期間が、国の通知により8月末まで延長されたことに伴う給付金の増額と、事務補助員の雇用に関わる経費になります。補正額は382万9,000円で、内訳は、給付金が278万4,000円、人件費に関わるものが104万5,000円となっております。国補助は4分の3となっております。

続きまして、その説明資料のその下になります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費についてです。事業別概要20ページの上段になります。これは、生活困窮者自立支援金の申請期間が8月まで延長されたことに伴う支援金の増額と、派遣職員の期間延長、事務的経費に関わる経費になります。補正額は1,506万1,000円になります。内訳は、支援金が1,344

万円、人件費が138万7,000円、その他事務費が23万4,000円となっております。国補助は10分の10となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。資料は7ページを御覧ください。予算書は46ページ、事業別概要は23ページ上段、款消防費、項消防費、目非常備消防費の消防団運営費の（経常）でございます。補正額は100万円でございます。補正予算の財源は、先ほど御説明いたしましたコミュニティ事業助成金100万円でございます。事業の内容は、消防団活動に必要な装備品、このたびは、雨衣、かっぱとしておりますが、申請していた令和4年度のコミュニティ助成事業助成金が採択されることが3月24日付で決定となりまして、この助成金を活用して購入するものであります。購入する雨衣は、ドット式の夜間反射材による視認性の向上など、安全性の向上に配慮されたものとする予定であります。この雨衣を予定数60着購入いたしまして、消防団員に配備することといたしております。

続きまして、その下です。予算書46ページ、事業別概要は23ページ下段、同じく消防費、消防施設費の消防ポンプ格納庫等維持管理費でございます。補正額は172万3,000円でございます。補正予算の財源は一般財源でございます。これは、鳥取市消防団、神戸分団の既設の消防ポンプ車格納庫の敷地内に、ほかの分団の格納庫と同じ基準の消防ホース6本が干せる滑車付のホース乾燥柱を整備するものであります。現在の神戸分団の状況でございますが、格納庫近くの地元の上砂見の集会所にあります、いわゆる火の見やぐらというんでしょうか、半鐘が取り付けられている火の見やぐらに、ホースを、消防のホースを背負って上りまして、その上部にホースをかけて干しておりましたが、今回のホース乾燥柱を整備することで、消防団員の活動における安全性の確保を図ろうとするものであります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。債務負担行為補正について御審議お願いいたします。予算書11ページ、事業別概要書は79ページとなります。

こちらPFSを活用した施設維持管理に係る仕様見直しコンサルティング業務に係る債務負担行為でございます。事業の詳細は、債務負担行為の概要にて説明させていただきます。

この事業は、令和3年度に公募した、公共施設マネジメント民間提案制度により採択した事業で、PFS、ペイフォーサクセス、成果運動型民間委託契約を活用し、維持管理の現状分析等を行った後、コスト削減を図ることを目的とするものです。事業者は、提案者である株式会社プロレド・パートナーズ、東京都港区の会社でございます。

まず、対象施設ですけれども、導入効果が期待できると試算された本庁舎の清掃、昇降機保守業務、駅南庁舎の清掃、昇降機保守、常駐警備、機械警備の2施設6業務を対象とします。ただ、駅南庁舎で、福祉作業所に委託しております清掃業務については、今回の見直しの対象とはいたしません。

続いて、事業の内容でございます。プロレド・パートナーズが、各委託業者へヒアリングや、他の公的機関の実例などを踏まえ、コスト削減に向けた改善提案を市へ提示いたします。その際に、賃金の減額による見直しは行わないこととしております。市は、提案内容が適切と判断



した場合は、仕様書を見直し、入札を実施いたします。

続いて、成果報酬です。入札により委託料が削減した場合は、1年目のみ、削減額の9割を支払います。駅南庁舎は、令和5年3月の入札の実施により、最大削減額約280万円と想定しており、成果報酬額は9割の258万、本庁舎は、令和6年3月入札で、最大削減額約448万円、成果報酬額は402万円を想定しております。削減根拠につきましては、プロレド・パートナーズの過去実例を基に算出した金額となっております。これまでの関連する取組並びに今後の取組については記載のとおりでございますので、御確認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。補正予算書の、ちょっと21ページ見ていただけますか。前年度繰越金の金額が2つ書いてあるんですけど、これ、数字が違ってよかったのでしょうか。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。補正額のところがちょっと違っております。ちょっと確認をさせていただいて、また御報告をさせていただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかありますか。よろしいですか。はい。なしということで、次に入ります。

#### 議案第96号鳥取市税条例等の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第96号鳥取市税条例等の一部改正について、執行部より説明をお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい、吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。議案第96号鳥取市税条例等の一部改正についてでございます。付議案のほうは9ページ、資料は2の2ページからとなります。

では、資料に沿って御説明いたします。まず、1の改正の目的でございます。こちらは、地方税法の一部改正に伴いまして、鳥取市条例等の一部を改正させていただくというものでございます。

次に、主な改正点について御説明いたします。番号2の第1条の改正でございます。(1)番、こちらにつきましては、不動産登記簿におきまして、DV等の被害がある場合、所有者の住所についてを記載をせずに、それに代わる事項が記載されるということとなります。これに伴いまして、固定資産台帳に記載されている事項の証明書についても、同様の処置を取る地方税法の改正がなされましたので、証明書の交付手数料の規定に、その旨を明記したものでございます。

（2）番でございます。こちらは、所得税と住民税が源泉徴収されている配当や上場株式譲渡所得金額に関しまして、所得税・住民税ともに申告方法が選択できる形となっておりますが、例えば、配当の所得があった場合、所得税は総合課税の確定申告をして、住民税は申告をせずに、源泉徴収だけで済ますということも可能だったわけですが、このたびの改正によりまして、所得税と同じ課税方式で、課税の申告方式で、住民税も課税するということとなりましたので、それに伴う所要の整備を行うものでございます。

（3）でございます。所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方が、所得税からの控除が引き切れずに残額がある場合、住民税から一定の金額の範囲内で、この残額を、相当する額を減額する措置、これにつきましては、現行では、令和3年12月31日までに住居を取得した方、移住された方が対象ということとなっておりますけれども、令和7年の12月31日まで延長されたということでありまして、これに伴う整備を行ったものでございます。

次に、資料の3ページとなりますが、3の（1）でございます。こちらにつきましては、公的年金受給者の扶養親族の報告書について、令和3年度に扶養親族に係る条例改正を実施いたしまして、令和6年1月1日施行としておりました。この条文につきまして、このたびの税制改正において、令和5年1月1日を施行日として、控除対象扶養親族を、退職手当に係る所得を有する者、16歳未満の扶養親族等の記載を求めるという形に改正があったことから、2条により改正を行わせていただくというものでございます。その他所要の整備は、文言等の整理を行うというものでございます。

また、主な改正点での施行の期日でございますが、2の（1）の固定資産税等の住所の表記に関するものは、令和6年4月1日、2の（2）の配当等の所得に関する金融所得の改正に関するものにつきましては、令和6年1月1日、2の（3）住宅借入金等の特別控除に関するもの及び3の（1）の扶養親族等申告書の記載に関する部分、こちらについては、令和5年1月1日の施行ということとなるものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。はい。よろしいですか。はい。続けます。

#### 議案第104号工事請負契約の締結について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第104号工事請負契約の締結について、執行部より説明をお願いいたします。植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田です。それでは、議案第104号工事請負契約の締結についてを御説明いたします。付議案は31ページを御覧ください。

本契約は、本市の防災行政無線の設備のうち、鳥取市南町に設置している屋外拡声子局、賀露野積5号子局など、21基の屋外拡声子局の建て替え工事を行うためのものであります。

本市の防災行政無線のデジタル化は、令和2年度に完了したところですが、デジタル方式による防災行政無線の整備は、平成17年度から始まり、最初の屋外拡声子局は、平成19年度から22年度にかけて、鳥取・国府地域に186基設置されました。本契約による工事では、賀露、

湖山、湖山西、末恒、浜坂地区の沿岸部に設置されていて、海側からの風による塩害の影響が強い屋外拡声子局 21 基について建て替えを行うものです。

契約の相手方は、三菱電機システムサービス株式会社中四国支社、契約金額は 1 億 8,788 万円でございます。契約方法は随意契約といたしております。随意契約とした理由は、このたびの工事は、防災行政無線設備の一部を更新するものであり、既設の親局設備、これは市役所に設置されている設備でございますが、この親局に、このたび更新する子局設備を接続する必要があるために、既設の無線設備を整備したこの同者でなければ、技術上、防災行政無線の施行ができないためでございます。予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約のため、議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を得るために提案するものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。続けて行きます。

#### 議案第 107 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第 107 号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説明をお願いいたします。谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。付議案は 37 ページでございます。議案第 107 号専決処分事項の報告及び承認について、37 ページの一番下の 3 番、令和 3 年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算につきまして、専決処分をいたしましたので、御説明、補正予算について御説明を申し上げます。すみません、一般会計の専決処分があるようですので、すみません、後ほど御説明いたします。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、専決処分事項の報告及び承認、所管に属する部分、まずは、一般会計から御説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、資料の 1 の 2 でございます。A 4 横長のものでございます。こちらに沿って御説明をさせていただきます。基本的には、この専決処分事項につきましては、3 月 31 日時点で確定したものを計上するというようになっておりますので、その各種剰余金、それから県から配分された交付金、特別交付税、こういったものがメインになってきております。

それでは、2 ページをおはぐりください。2 ページから、譲与税、地方譲与税のところから入っておりますが、基本的には、先ほど言いましたように、国の収入額の確定によるものということでございますので、それぞれの項目につきましては省略をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3 ページ目でございますが、3 ページ目は、利子割交付金、配当割交付金といったもので、これは、県のほうから県税として入ったものを、鳥取市のほうに配分をされるもの

でございます、こちらも県のほうの確定に伴うものということでございますので、こちらについても、それぞれの項目の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、4ページも同様のものがございます。

5ページをおはぐりください。5ページの上段でございます。項が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金というものでございます。こちら、予算書が18ページということでございます。補正額が1億3,380万6,000円ということでございます。こちらは、既に御説明を幾度となくさせていただいておりますが、コロナの厳しい中で、固定資産税の減免をいたしていただいております。こちらの減免額が確定をしましたので、国のほうからこの補填ということで、特別交付金を頂いたものでございます。額としましては、かなり大幅な増となっておりますが、このたびは、固定資産税の減免をこの分を行っているというものでございます。

続きまして、その下でございます。款・項・目、地方交付税でございます。補正額が4億5,844万円ということでございます。こちらは、特別交付税の増ということでございますが、基本的には、昨年末から今年初めにかけて、除雪が非常に多くございました。これを国のほうに申請を行っております、こちらの除雪対応にかかった経費、それからコロナ対応をしっかりとやっていくということで、国のほうが、最終的に交付税で交付をするということが決定となりましたので、こういったものの影響を受けまして、特別交付税が、鳥取市としましては一番多くの額になりましたが、24億5,974万1,000円という交付決定額になったということでございます。

それから、1つ飛ばしていただきまして、一番下の款寄附金、項寄附金、目が総務費寄附金でございます。こちらは、ふるさと納税、非常に多くのふるさと納税いただいております。1月～3月までのふるさと納税寄附金のものを計上しておるところでございます。こちらの中には、企業版ふるさと納税分が3件分入っております、こちらが1,110万円、残りの3,300万8,000円、こちらが一般のふるさと納税ということでございまして、ふるさと納税につきましては、一般のふるさと納税につきましては、基金への積立てということで、令和5年度に使用したいと考えております。

続きまして、その次のページの6ページでございます。下段のところでございますが、款市債、項臨時財政対策債、目も臨時財政対策債でございます。予算書のページは20ページでございます。補正額が1億4,894万円ということでございます。こちら、臨時財政対策債につきましては、財務省の財政融資資金、こちらを借り入れることになっております。国との協議の結果、令和3年度、最終的に23億で借りるということを確認をさせていただきましたので、計上をさせて、減額の計上をさせていただくというものでございます。

以上が、歳入の説明でございます。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。続きまして、歳出の説明のほうをさせていただきます。次のページになります。予算書は22ページ、款・項・目は、総務費、総務管理費、一般管理費、職員費（一般職）でございます。新型コロナウイルス感染症対応職

員費でございます。補正額は1,588万2,000円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応職員の時間外勤務手当の実績による増額というものでございます。新型コロナの時間外につきましては、令和2年度からの繰越予算、また12月補正、また2月補正と、その都度増額の補正を行って対応してまいりましたが、この1月、2月、3月の第6波と言われるオミクロン株による感染者数の急拡大、こちらによりまして、2月補正後に想定以上の時間外が発生したというものでございます。その3月までの実績ということで、1,588万2,000円の増額をお願いするものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。その下段になります。本庁舎等管理費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）でございます。予算書のほうは22ページになります。補正額としては104万9,000円です。こちら、6月補正のほうでも説明させていただきましたけれども、鳥取市保健所の電話料金、こちらが、1月よりかなり増額したということで、増額補正を行ったものです。2月定例会におきまして、年度末までの電話代が不足するというので、110万円の増額補正で議決をいただいております。しかしながら、その後の感染拡大によりまして、見込んでおりました電話料金、約倍の支払いが必要となりました。そのため、なお不足する104万9,000円、こちらを増額させていただいたものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行政制改革課、河口でございます。それでは、その次の段でございます。財政調整基金積立金、補正額が2億3,644万1,000円ということでございます。こちらの財政調整基金、先ほどの特別交付税等が増額になったものを反映しまして、財政調整基金に積立てを行ったものでございます。これによりまして、令和3年度、年度末残高が35億1,993万2,000円というものでございます。

続きまして、その下でございます。ふるさと納税基金積立金でございます。こちら、先ほど、歳入のほうで御説明をさせていただきました、一般分のふるさと納税3,300万8,000円、こちらをふるさと納税基金積立金に計上するというものでございます。なお、こちらにつきましては、令和5年の当初予算に計上したいと考えております。

その下でございます。新型コロナウイルス感染症緊急対策基金積立金でございます。こちら、補正額が3億円でございます。こちら、先ほどの6月補正のときで御説明をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の速やかな計上を考えておりまして、令和3年度で余剰金として上がりそうな3億円につきましては、一旦このコロナウイルス感染症対策基金に積立てをいたしまして、6月補正予算で取り崩して活用というふうにさせていただいたものでございます。令和3年度末の残高につきましては、8億1,366万3,000円ということでございますので、残りの5億円余りにつきましては、以前もお話をさせていただきましたが、コロナ対応で融資を受けた利子補助に、令和7年度までに取り崩して活用したいというふうに考えております。

以上で、一般会計の専決補正予算の御説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 はい。資料に沿って説明の順序を修正させていただきました。

それでは、改めて、谷口局長、説明をスタートからお願いします。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。大変失礼いたしました。そうしましたら、専決事項、特別会計になります。住宅新築資金等貸付事業費特別会計につきまして、2月補正から出納期間を含めまして事業費が確定いたしましたので、専決補正といたしました。その内容につきまして御説明申し上げます。委員会資料は、すみません、ページ番号が配付資料に打っておりませんが、8ページになります。次のページをめくっていただきたいと思います。

歳入ですが、貸付金の元利収入が254万9,000円増えております。補正後の金額は5,287万2,000円となりました。内訳は資料のとおりでございます。

次に、歳出でございます。歳出につきましては、減額の主な内訳は、委託料147万8,000円の減でございます。これは、貸付金の回収に係る弁護士の相談業務や、訴訟となった場合の費用を委託料として計上しておりましたが、案件がなく減額をしたものでございます。その他、消耗品や役務費の減が9万5,000円、徴収員の人件費が6万1,000円の減額でございます。この減額に伴いまして、財源であります県の補助金を163万4,000円減額をしております。

次に、公債費でございます。こちらは補正額はありませんが、財源を更正しております。先ほどの事務費の減によりまして、県の補助金を公債費の財源に振り替えております。

次に、繰出金でございます。歳入が254万9,000円の増、歳出が163万4,000円の減になりましたので、最終的な収支は、この数値を足した418万3,000円となりました。これを一般会計に繰り出しをしております。

最後に、補正後の歳入歳出予算の総額について御説明したいと思います。補正予算書44ページ、45ページを御覧いただきたいと思います。このたびの補正予算254万9,000円を歳入歳出に計上いたしましたので、最終の歳入歳出予算の総額は、7,042万6,000円となりました。以上、説明を終了いたします。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。

#### 議案第108号財産の取得について（説明）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、続けて、議案第108号財産の取得について、執行部、説明をお願いいたします。植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。続きまして、議案第108号財産の取得についてを御説明いたします。付議案は、入札日が5月30日ということであったことなどから、1枚物でのペーパーでは配付となつたらうかと思っております。

これは、鳥取市消防団の分団に配備しております小型動力消防ポンプ付積載車のうち、老朽

化している積載車1台を更新するためのものがございます。取得方法は一般競争入札でございます。取得金額は1,980万円、取得の相手方は株式会社吉谷機械製作所でございます。納期は来年3月24日までとしておりまして、納入後は、鳥取市消防団の鹿野第2分団に配備する予定としております。予定価格は2,000万以上の不動産の、動産の買入れのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を得るため、提案するものがございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、じゃあ、議案説明を終わります。河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行政政策改革課、河口でございます。先ほど、議案第89号補正予算（第3号）で、予算書のことについて、伊藤副委員長さんのほうから御指摘をいただいた件で、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、予算書のほうを出していただきまして、御指摘のありました20ページ、21ページのところの21ページの一番下段のところでございます。前年度繰越金が、こちらの表示が一番右側でございますが、8億1,871万4,000円というふうにかかれております。こちら、大変申し訳ございません、こちらのほうのミスプリでございます、補正額8億1,860万6,000円、こちらと同額が、本来計上すべきものというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。議会事務局のほうと、速やかにちょっと調整をさせていただいて、全ての議員さんに正誤表をお配りをさせていただき準備をさせていただきたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんでした。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、続けて報告に入りますが、報告のない部署の方は、ここで御退席いただいて結構でございます。

#### 報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入らせていただきます。まず、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてであります。執行部より説明をお願いいたします。有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。付議案のほうは、39ページからになります。繰越明許費繰越計算書についてでございます。はぐっていただいて、40ページを御覧ください。

上から3番目の総務費、総務管理費、文書集中管理費、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金でございます。事業の内容としましては、国の交付金を活用し、郵便料金計器を導入するものがございます。1月27日の臨時会におきまして、国の補正予算に呼応するためということで繰越しの承認をいただきました経費につきまして、繰越額741万4,000円ということで確定しましたので、報告させていただくものがございます。なお、こちらにつきましては、今月中に納品がされ、7月から運用する予定にしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 すみません。財産経営課、濱岡です。付議案が40ページ、同じく40ページです。上段から5段目になります。総合支所整備事業です。こちらにつきましては、青谷町総合支所の耐震設備改修等実施設計につきまして、12月定例会で繰越しの議決をいただきました2,270万円、こちらにつきまして、同額を繰り越しております。この実施設計につきましては、年度末の3月10日に契約をいたしております、契約期間は令和5年の2月28日までとしております。

続きまして、6段目の本庁舎等維持管理費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）についてです。こちらは、1月臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の補正予算に呼応しまして、本庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、及び、各総合支所のアルコール消毒液など、消耗品の購入費用として議決をいただきました113万9,000円、こちらを同額繰り越して、今年度使用させていただきます。

続きまして、7段目の気高法面崩壊復旧事業です。こちら、昨年7月の大雨によりまして、気高町酒津地内の住宅の裏山ののり面が崩壊、崩落したことにつきまして、復旧工事を行う費用です。8月臨時会で繰越しの議決をいただきました7,464万6,000円のうち、7,204万5,400円、こちらを繰り越しております。実施設計につきましては、現年度、令和3年度で終了しております。今年度は工事を行っていくわけですけれども、昨日入札を行いまして、1月末に完了予定になっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。そうしますと、計算書の、めくっていただきまして、42ページの上のほうになります民生費、社会福祉費のフードサポート事業についてです。これは、生活困窮者並びに地域食堂への支援に使用させていただきます寄附食材等の集配でありますとか、管理・保管をさせていただくもので、これを委託として、地域食堂ネットワークへ委託をさせていただいて行う事業でありまして、274万3,000円全額を繰越しとさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。繰越計算書は戻っていただきまして、恐縮ですが、40ページでございます。下から7行目でございます。防災アプリ導入事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。こちらのほう、繰越額950万円とさせていただきますというものでございます。こちらにつきましては、1月の臨時補正で、国の補正予算に呼応しまして計上させていただいたものでございます。内容としましては、防災行政無線に連動しまして、スマートフォン等のアプリを活用して、迅速に防災情報を伝達しようとするものでございます。これにつきましては、今月中の予定で、まず暫定版というところで、リリースを今計画しているところでございます。暫定版としまして、市民の皆様にご利用いただいた後に、意見を頂きまして、修正できる、改善できるような点があれば、年度内にそれを行って、完成版としたいと考えておるものでございます。

続きまして、その下の行でございます。防災ラジオ整備事業でございます。繰越額1,914万



円でございます。こちらにつきましては、災害時の避難所における情報収集の伝達強化のために、2,000台の鳥取市防災ラジオを避難所に配置するものでございます。これにつきましても、各地区公民館ですとか、小・中学校のほうに、6月中を目途に配置を完了する予定でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。付議案の44ページお願いします。上から10段目になります。国土調査事業費（令和3年度国1次補正）についてです。こちらの本市の地籍調査を行っていく事業でございますけども、国の補正予算に呼応いたしまして、1月臨時会で議決をいただきました1億959万2,000円、こちらを全額繰越しを行ったものです。近年、本市の地籍調査につきましては、国の補正予算に合わせまして、本市としても、補正予算を計上いたしまして繰越しを行い、次年度執行する形を取っております。

以上で、報告第9号の説明になります。

◆吉野恭介委員長 はい。以上でよろしいですね。はい。それでは、説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、次に行かさせていただきます。

#### 個人情報保護制度の見直しについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 個人情報保護制度の見直しについて、執行部の説明をお願いいたします。有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。資料2の18ページ、個人情報保護制度の見直しについてでございます。

まず、経過及び概要でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和3年5月に公布されまして、個人情報の保護とデータ流通の両立を目的に、個人情報保護関連の3つの法律を、個人情報の保護に関する法律に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても、統合後の法におきまして、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することになりました。地方自治体の個人情報保護制度は、これまで個人情報保護条例に基づき運用されてきましたが、改正法が施行になります令和5年4月1日以降は、法に基づく運用がされることになるため、本市におきましても、個人情報保護条例の見直しを行うものでございます。

続いて、2の見直しの内容でございます。改正法の施行後は、個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールにより運用されることになるため、現行の条例の大部分は削除することになりまして、個人情報保護法の施行に必要な部分に限って、条例で定めるということになります。条例の名称につきましても、個人情報保護条例から個人情報保護法施行条例という名称が使われる予定になっております。

条例で定められる事項につきましては、法律で規定されておまして（1）～（7）まで主なものを上げております。開示請求の手数料等の関係でありますとか、要配慮個人情報といっ

て、人種・信条・病歴・犯罪歴など、差別や偏見の不利益が生じないよう、特に配慮を要する個人情報でございますが、これについて、地域の特性・事情に応じて、内容を条例で定めることができるとなっております。また、開示請求に係る不開示情報の範囲でありますとか、開示決定までの日数など、手続に関することについても、個人情報保護法の範囲内で定めることができるとなっております。今後、鳥取市情報公開制度等審議会の意見を踏まえまして、内容の検討を行う予定としております。

最後に、スケジュールでございますが、裏のページに、次のページにつけております。7月の初めに審議会のほうを立ち上げまして、諮問を行う予定です。9月～12月頃に市民政策コメントにかけて、最終的には、条例案を12月議会に提案させていただきたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。この国の個人情報保護法に基づいて、全国の自治体が、この先ほども言われた個人情報保護法施行条例、その策定に向かってるとこなんですけど、鳥取市で、この策定のために審議会を開かれるんですけど、その公募委員さんの募集が集まらなくて、再募集がかけられてたりしたんですけど、結局、公募委員さんは集まったのかどうか、その点はどうですか。

◆吉野恭介委員長 有本室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有本でございます。公募委員につきましては、5月の中頃から公募かけまして、期限を超過しましたけれども、ちょっとまた募集のほうがなく、再募集ということでかけさせていただいて、それでも、さらにちょっと募集がなかったということで、もう一回かけさせていただいた結果、それでもなかったということで、ちょっとなしという方向で実施させていただきたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 想定されてるその審議会の人数と、そのうち何人を公募委員にしようと思っていて、誰も公募委員がいない中で、この条例について検討されるのかどうか、その点はどうですか。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。この審議会につきましては、10人以内ということになっておりまして、そのうちの2名について公募を行っていたところでございます。どうしても、3回にわたって公募を実施したわけなんですけれども、ちょっと募集のほうがなくということで、やはり、こちらから頼み込んでっていうのも、ちょっとおかしいと思いますので、実際なしということで実施させていただきたいと考えております。あとは、団体等にお願いして推薦していただいて、委員の方を選んでいきたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 なかなかちょっと中身が中身なので、なかなか手が挙がらなかったのかな

ってという気はしますけれども、感想としては、やっぱりちょっと残念だなんていうのがありません。

それと、今それぞれの自治体が個人情報保護条例を持って、鳥取市もそうなんですけれども、よそでは、大体国が、大体法がなかったわけですから、それぞれの自治体がいろいろ考えて上乘せしたり、いろんなことをしてたわけですよ。今さっき、共通ルールって言われたんだけれども、その国の共通ルールよりも厳しい個人情報保護条例をつくってる自治体も中にはあったりして、それをどうするかっていうのを、すごく今後考えていかれると思うんですが、鳥取市の場合は、この共通ルールに比べて、照らして、何かこう余計に厳しくしてるとか、何かそういった違いがあるのかなのか、その点はどうか。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。これまでの条例と変わってくる点でございますが、これまで、どちらかという、個人情報を保護することに重点が置かれていたということございまして、例えば、先ほど言いました要配慮個人情報につきましても、条例では、取得しては、原則取得してはならないというふうになっておりました。また、電子計算組織のオンライン結合による個人情報のやり取り、これも原則やってはならないというふうになりました。こういった規定については、改正法ではなくなりまして、特に個人情報の取得については、不正な手段により取得してはならないという規定以外は、特段の規定は、法律では設けられていないということでございます。あとは、任意ではありますけれども、匿名加工情報といって、個人情報が分からないようにした情報を民間事業者が活用するというような、そういう制度もありますけれども、鳥取市においては、こういう制度は実施していないというところでございます。あと、法律については、個人情報保護委員会と国の外郭団体ですけど、こういったところが所管することになりまして、安全管理措置とは一括して、その委員会のほうで管理していくということになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 要は、今現在の鳥取市の個人情報保護条例っていうのは、すごくノーマルな、ごくごく一般的な、可もなく不可もなくっていうか、そういうもんだと理解していいですかね。例えば、個人情報って何なのかっていうときに、鳥取市の場合は、亡くなった方のは個人情報という扱いはしてないと思うんですね。あくまでも生きておられる方の情報のみが個人情報という。だけど、他の自治体では、中には亡くなった方の情報も個人情報として扱ってるところがあるんですね。だけど、今度の国の個人情報保護法では、亡くなった方の分は、個人情報とは言っていないんですよ。もうそこで違いが出てくるじゃないですか、自治体によって。そういった心配は、鳥取市ではないってことですね。あくまでノーマルな、もう可もなく不可もなくの条例だから、そこを教えてください。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。鳥取市の個人情報保護条例自体は、国の法令に準ずるような形でこれまで定められてきたというところがありまして、例えば、議員さんがおっしゃられた死者の情報についても、鳥取市では、個人情報とし

て扱ってないというようなところもございまして、定義としては、例えば、要配慮個人情報についてもそうですけれども、国の法令と同じような感じになっておりまして、ほぼ国の制度に合ってるような形での中身になっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今後、審議会のほうでいろいろ検討されて、鳥取市としての個人情報保護法施行条例っていうのをつくられていくわけですけれども、審議会では審議会でいろいろ意見が出されてくるかと思えますけれども、その審議会が何回かされますけれども、その都度、議会のほうに、やっぱり進捗状況なり、議論の中身なり報告いただいて、本当にこれ、大事なことだと思います。このスケジュール見ると、一応12月定例会で出されるっていうことで、いきなり結果だけ出てくるのも困りますので、ぜひ、委員会で意見が言えるようにしていただけたらなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。はい。随時、この委員会の結果等も、議会のほうで報告させていただきたいと思えます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑、御意見ありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。スケジュールの中に、定例会が市議会の欄では入ってるんですけど、その都度、提言ができるというふうな理解でよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。それぞれ今後9月議会、12月議会と続いていくわけですけれども、再度9月議会のほうで、その委員会の開催状況を報告させていただきまして、その中で意見を伺えたらと思えます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか御意見ありますか。はい。なしということで、次に参ります。

#### 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について、執行部、説明をお願いいたします。河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、資料の20ページでございます。これと併せまして、別紙の中で、令和2年度決算財務書類（統一的な基準による地方公会計）をつけておりますので、基本的には、その別紙のほうで御説明をさせていただきたいというふうに思っております。こちらの20ページでは、地方公会計制度の考え方につきまして御説明しているものでございまして、こちら、全国、国の統一基準に基づいて行うものでございます。ただ、既に、例えば東京都なんかは、東京都方式という新たな方式での会計処理をしております。それから、浜松市など、同じ中核市の中でも、何件かございますので、統一的な基準に基づくものを、同様の財務書類のところにつきましては、比較ができるということでございますので、そちらのほうは御理解いただきたいというふうに思います。

それでは、別紙つけております財務書類につきまして、要点だけをかいつまんで御説明をさ

せていただきたいと思います。それでは、4ページをお開きください。4ページのところでいきますと、一般会計等というふうに四角で囲っております。こちら一般会計と、それから土地区画整理事業とか、一番下のところが母子父子寡婦、こういったものも全て含めております。これは、ほかの市、全国の市の中では、一般会計の中に含めて決算をしているところが多くありますので、統一的な会計をつくるためには、仮想会計と言われるものでございますけども、この一般会計等ということをつくって比較をするということになっております。

それから、右側の四角の中にあります、こちらが事業会計ということで、本市の場合ですと、公設地方卸売市場から、病院とか水道、下水、こういったものも全て含めまして、全体ということで、こちらを全体の財務書類。

それから、下のほうにあります鳥取市土地開発公社、それから様々な外郭団体、右側のほうに行きますと、鳥取県東部広域行政管理組合、後期高齢者医療広域連合、それから環境大学、こういったものも全部含めまして、連結と言われるもので、本市全体の財務書類が分かるというものでございます。

ただ、先ほど言いましたように、こちらの法律の趣旨に基づきまして、一般会計等、こちらが他市との比較ができるということで、総務省が示している比較は、この一般会計等の中で分析をすることということになっておりますので、今回つけております書類は、この一般会計等での分析を御説明をしたいと考えております。

5ページのところでございますが、財務書類は4つございます。1番が貸借対照表、いわゆるバランスシートと言われるものでございます。このうちの資産と負債に分かれておりますが、黄色く塗ってあるものが純資産というもので、本市の場合は1,531億円の純資産があると。

こちらは、右下のところに行きますが、純資産変動計算書ということで、令和2年度でございまして、これは、令和2年度の資産がどのように動いたかということを表記しているものが、純資産変動計算書というものでございます。

それから、上のほうの、上の段の右側、行政コスト計算書、これが、鳥取市の行政コストがどれぐらいあったかということでございまして、ちなみに令和2年度、上から3段目、臨時損失226億円と、非常に大きな額が上がっております。これは、通常1億円もないところでございます。いわゆる臨時的に損失したということでございます。こちら200億円は、このたびのコロナ対応を速やかに行ったものでございます。特に、定額給付金は1人10万円ということでございまして、全体で約190億円ぐらいは定額給付金で使わせていただいた、こういったものが行政コストとして上がってきているものでございます。

こういったものを全部含めまして、本市の場合は、1,016億円を令和2年度コストとして使ったというものでございます。こちらが、先ほどの、同じように、純資産のほうにコストとして、いわゆる消えた分、消えたものの費用として上がってくるというものでございます。

それから最後、一番左下でございまして、こちらがキャッシュフロー、資金収支計算書と言われるものでございまして、こちらは、一般的にお金の流れを示すものでございまして、本市でいきますと、予算・決算、特に決算の状況がここに表れてくるということでございまして、ストック、いわゆる起債とか基金とか、こういったものを除いたキャッシュ、お金の流れが分

かると。令和2年度末の残高、いわゆるお金としましては28億円、これが繰越金というような形になって、来年度の期首に上がってくるということでございますので、ちょっと矢印がありますが、上の貸借対照表、バランスシートの現金の31億円のほうにここが上がってくるということでございます。この4つのシートが、こういうつながりがございます。

それでは、はぐっていただきまして、7ページが貸借対照表、バランスシートでございます。こちら左側が資産で、右側が負債及び純資産ということでございまして、複式簿記の形式を取っております。資産のほうは、いわゆるこの庁舎とか、それから道路、これがインフラ整備、それから防災無線とかですね、こういった資産をたくさん持っております。それと、下のほうにありますけれども、投資その他の資産ということで、出資金、これは繰り出しになります、病院とか水道への繰り出し、それから下のほうに行きますと、長期貸付金、それから基金、流動資産のほうで、現金預金っていうのが、先ほどの30億円がこちらに上がってくるというものでございます。こういったものを全て合わせまして、一番下の資産のところ、本市は2,791億1,600万円の資産を持っているということでございます。

それから、右側のほうでございしますが、負債の部、こちらの先ほどの資産を形成するのに、どれぐらいの負債を負ったかということでございますので、基本的には地方債、固定負債ということでございますので、右側の一番上、地方債の部分が1,035億400万円ということでございますが、前年度より16億4,700万円の増ということでございます。それから、退職手当引当金というのは、今の現職の職員が現時点で辞めた場合の、いわゆる退職金を支払う、これは引当金という取扱いになりますので、こういったものが90億6,300万円あるというものでございます。このトータルの負債が、1,260億2,500万円ということでございます。

下のほうの純資産、残りが1,530億9,100万円、これが純資産として、いわゆる税とかですね、こういったもので資産を形成したものと、純資産を形成したものとということになります。

はぐっていただきまして、8ページでございます。これを、先ほどのものを分析したものでございますが、基本的には、資産は、昨年度、令和元年度は、庁舎の建設が大きく前進をしました。これによって、資産がかなり増えました。ただ、令和2年度は、そういった庁舎のものが全て終わりましたので、細々したのはございますけれども、全体としましては、この資産は減額ということになっております。

ちょっと数字が分かりやすいように、ちょっと戻っていただきまして、7ページの上から3つ目の事業用資産、こちらが16億6,000万円減と、これの大きなものは、4つ下がっていただきまして、建物減価償却累計額、こちらが30億円ほど下がっております。これが、いわゆる庁舎とかですね、こういったものの減価償却費が下がってきておると。逆に今、大きな建物を建てたり、そういった投資、いわゆる資産の形成がないということでございますので、ここの分が、大きく資産を40億円ぐらい減らした要因というものでございます。

8ページに戻っていただきまして、今後は、庁舎が終わりましたので、恐らく、この資産形成っていうのは、減価償却の分、年々減少という傾向になろうかと考えております。

下のほうにありますますが、これを住民1人当たりの資産額に算定をしておりますと、本市が保有しております資産額を、住民1人、これが令和3年の1月1日で、18万5,890人で割ったも

のでございますが、これによりますと、本市の資産額は150万2,000円ということでございまして、大体中核市の平均が、また後で御説明をしますが、140万7,000円ほどでございますので、大体平均ぐらいの、本市は資産を形成をしているということでございまして、令和元年度が151万4,000円多くなったのは、先ほど言いました庁舎ができましたので、これからは減価償却の分が減っていくという流れでございます。

それから、9ページが、それを歳入額で割ったものということでございまして、2.1年分となります。これは、大体3年を超えると非常に厳しくなると、いわゆる資産が多過ぎて、歳入が追いつかないという状態になるということでございます。本市の場合は2.1ということで、非常に低いものでございます。大体中核市でいくと、大体3年ぐらいは資産を形成しているところもございしますので、大体2.5～3.3年以内であれば、健全な資産の形成の額というふうなものでございます。

その下が、有形固定資産減価償却率ということでございまして、100%になれば、もうかなり古い建物を有しているということの考え方になります。本市の場合は53.6%でございます。大体中核市が60%程度でございますので、やはり、度々言っておりますが、新本庁舎の建て替えによりまして、本市の施設全体としましては、老朽化が他市よりはよいということにはなっております。

次の10ページでございますけれども、10ページのほうが純資産ということでございまして、こちらは、純資産を資産で割る、いわゆるどれぐらいの予算規模で資産を形成したかということでございまして、こちらが高くなればなるほど、負債が多くなるということになってまいりますので、本市の場合は54.8ということでございしますので、若干、世代間公平性ということであれば、現役世代のほうの負担が、少し少ないということになります。

下のほうが、逆に将来世代の負担ということで、本市の場合は、いわゆる地方債、借金がどれぐらいあるかということでございしますので、借金が30.3%ということでございしますので、資産に占める割合でございますが、これが大きくなればなるほど、いわゆる将来の負担が大きくなっていると、将来世代への負担が増えているという見方になろうかと思っております。こちら、令和2年度ちょっと大きくなってはおりますが、可燃物処理施設とか、たくさんの事業をやっておりますので、こういったもので若干増えてはおりますが、今後は、これが縮減されていくものというふうに考えております。

それから、11ページでございますけれども、11ページが負債額、これは単純に、鳥取市全体の負債1,260億円をございしますので、こちらを人口18万5,890人で割ったものでございまして、1人当たりの負債額は67万8,000円あるということでございしますので、こちらは、どちらかというと、ほかの市と比べて比較しやすい数字であるというふうに考えております。

以上が、大体分析をしたものでございまして、12ページ以降、少し細かい数字がございまして、

14ページが、行政コスト計算書ということでございまして、行政コスト計算書は、どれぐらい費用をかけたかということでございまして、非常にちょっと数字がたくさん並んでおりますが、要は、令和2年度と令和元年度を比べまして、197億円、一番下でございます。純行政コスト、これが全体でございしますので、197億円ほど増ということでございまして、こちら、少し4つ

ほど上がっていただきますと、その他のところが220億円ほど計上されていると。昨年度が2,100万でございましたので、大幅に増えていると。これが、いわゆる定額給付金とかコロナ対応とかですね、いわゆる市民のために行政コストをしっかりとけて対応させていただいた臨時的なものというふうに考えていただければと考えております。

上のところが、純経常行政コストということで、額としましては、令和2年度が789億8,200万円ということで、昨年度より40億円ほど増ということでございまして、こちらの主な原因、要因のところ、少し7個ほど上がっていただきますと、移転費用の中の補助金というところで、こちらが28億8,500万増になっております。これは、東部広域への負担金ということで、可燃物処理施設が、令和2年度、それから令和3年度、大きく負担金が増えてきます。この部分が増額になってきたものというふうになっております。こういったものが反映されまして、行政コストが少し上がってきているというものでございます。

15ページのほうに、これを1人、住民1人当たりということで割ったものがございまして。本市の場合は、住民1人当たり54万6,000円、こちらをコストとしてかけたということでございます。こちらは、やはりコロナ対応をしっかりとらせていただいたので、簡単に言えば、1人10万円配っておりますので、前年度よりは、コストは10万円上がるということには、計算になりますので、10万以上ちょっと上がっておりますが、しっかりとコロナ対応させていただいたということでございます。

その下が、自律性ということで、受益者負担比率ということでございまして。こちらは、どちらかというところ、コロナ対策とか、こういう臨時的を除いた経常コストに対して、使用料とか、こういったものをどれぐらい集めているかというものでございまして、本市は、年々この受益者負担の分が下がってきていると、使用料とかが値上げもしておらないというところがございまして。基本的には、中核市平均で5%ぐらいということでございまして、本市は、コスト、しっかりとかけさせていただいておりますが、受益者負担比率は少し少ないというような分析ができるかと考えております。

以上が、行政コストでございまして、17ページが純資産変動計算書でございまして。こちら、合計のところの縦のところを見ていただければと思っておりますが、純行政コスト、先ほど言いましたように、1,015億6,900万円、これがマイナスになります。

これを、ちょっともう一度14ページに戻っていただきますと、その数字がここに来ていているという、こうつながりになっております。ここが、最終的には、前年度末の純資産残高、これが期首と言われる本市の純資産ですが、これが1,592億ありますが、これから純行政コストを引いて、こちら、令和3年度に入ってきた税収、それから交付税、それから国県補助金、こういったものが計上されて、結果的に、最終、令和3年度末の純資産としては、1,530億円が計上されるというものでございます。

こちらの最終的な数字が、ちょっと戻って、7ページに戻っていただきまして、7ページの右側の下から2番目、純資産合計の令和2年度の部分、この1,530億9,100万円、こういったものになるということでございまして。これは、先ほど言いましたような、税収とか国県補助金、それからコストがどれぐらいかかったかを計算すると、必然的に純資産のほうに計上として上



がってくるというものでございます。

ちょっと先を急いで申し訳ございませんが、19ページに資金収支計算書、お金の流れを示したものでございまして、上のほうから、人件費とか物品費とか、それから移転費、それも、先ほど言いましたように、補助金のところが大きく増えておりますのが、コロナ対応等で配ったものということでございます。こういったものが全て来ておりまして、そのうち業務収入ということで、税込、国庫補助金、それから使用料、こういったもの、その他収入、この中には基金等も入っておりますので、こういったものが全部含めまして、トータルで業務活動収支が9億円の黒ということでございますが、投資活動、これは投資的経費のほうになります、こういったもので、マイナスの23億円ということでございます。

こういったお金の流れが全てありまして、最終的には、一番下のところでございます。本年度末の資金残高が27億円ありまして、一番最終、歳計外現金も含めまして、30億6,400万円が本市の現金の残高ということで、こちらが7ページのほうの現金のほうに上がってくるという流れになります。はい。

以上が4表の説明でございまして、20ページが、1人当たりの資産とか、これは流れを、3年間の流れを示しているものでございます。少しちょっと、プライマリーバランスというところがございまして、プライマリーバランスにつきましては、起債の借入れと償還ということがございますので、令和元年度、それから30年度等は、庁舎をはじめまして、耐震化をかなり進めてまいりました。こういったもので、プライマリーバランスがマイナスということになっております。今後は、これがプラスに転じるというふうに考えております。

以上が説明でございまして、最終36ページに、松江市との比較を載せております。本市、松江市とは、非常に類似している団体でございますので、ここの比較をしながら、いろいろ政策的なものを考えていきたいと考えております。

別紙で、後から追加で、別紙2というのをお配りをしております。こちら、A4の横長でございまして、こちらはお手元にありますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 ありますか、皆さん。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい、よろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。こちら、委員長さん、副委員長さんのほうから御依頼がありまして、中核市全体との比較をしたものを作らせていただいております。赤く一番左側のところが、中核市の平均、ただし、総務省のほうは今まとめておりまして、全国平均がなかなかちょっと出てきません。令和元年度の分を計上をさせていただいております。右側のほうからは、中核市で特に近いところと、先ほど、前段でお話をさせていただきましたように、同じ統一会計、本市も会計事務所のほうにお願いをしてるんですが、会計事務所のほうが、ある程度同様のものを持っているもの、いわゆる同じような計算をしているところに照会をかけまして、調べたものがございます。左側のほうが船橋市、東大阪市、こちらが、どちらかといいますと、面積も非常に小さい、都会のほうの中核市という、都市部のほうになります。やはり資産が、非常に、本市と比べまして、少ない傾向になっております。これは、本市の場合は、か

なり大きな、中核の中でもかなり一番に近いような面積を持っておりますので、道路のインフラ、水道、下水道も含めまして、たくさんの整備を市民のために形成をしております。こういった資産の形成の仕方が大きく違うということがございますので、本市と、それから松江、それから、大きな下関なんかも同じような面積持っておりますので、こういったところが必然的に、同じような資産の形成ということになります。

それから、歳入額の対比、こちらが、いわゆる安全圏がどうかということがございますので、本市はかなり低いという取扱いになります。

それから、有形固定資産減価償却というのが、これが老朽化を示すものでございまして、本市は53.62ですから、かなり施設としては、老朽化がまだ進んでない状態、ただ、50%超えると、やはり古い施設が多く出てくるということがございます。全国的には、かなり60%超えていますので、やはりどこの市も、このファシリティを含めた政策を進めていかないといけないという状態だと考えられます。

それから、世代間の公平性で、純資産の比率、これが、少し現世代、下のほうの世代間負担比率が、将来の世代ということございまして、やはり本市の場合は、大きな投資を今しておりますので、どうしても将来の負担のほうが少し増えていると、現役世代の負担が少ないというものでございます。松江市なんかも64%で現役世代のほうが多いんですが、これから、恐らく庁舎の建て替えとか、やはり大きな事業を抱えておりますので、ここはしっかりと、そういう行政サービスを行っていくというふうに考えられます。

それから、1人当たりの負債額ということで、本市かなり多くなっております。全国、先ほど言いましたように、全国平均になりますと、都市部の中核市のほうが、インフラの整備にかかる借金も少なくなっておりますので、どうしても低くなる傾向になっておりますので、類似でありますと、高知市、それから下関市、呉市、松江市も大体同様の負債額と。一人頭にしますと、大体60万円を超えるというものでございます。

それから、プライマリーバランスは少し置きまして、効率性ということで、行政コストをどれぐらいかけたかということで、本市は54万円、一人頭かけておりますので、大体松江、それから呉、高知市は大体同じような額ということがございます。中核市の平均が、令和元年度でございますので、非常に低いものになっております。恐らく、令和2年度になれば、どこの中核市も高くなっておりますので、大体10万円以上は上がってくるということがございますので、恐らく、平均が大体45万～50万ぐらいに行くんじゃないかというふうに考えております。

最後でございますけど、受益者負担につきましては、平均が4.9ということがございますので、ほぼ平均ぐらいの受益者負担をお願いをさせていただいているということがございます。

以上が、本公会計制度に基づく御説明でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。丁寧に説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。説明ありがとうございました。借金と負債という言葉をあえて織り交ぜて、分かりやすく説明していただいたと思います。書類の連結が書いてある、4ページですかね、たまたまだと思うんですけど、鳥取市農業公社が除かれたのは、印刷上のこと

なのか、農業公社はもう連結しないようになったのか、その点、ちょっと確認だけお願いします。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。農業公社につきましては、ここの連結の中には、外郭団体というよりは、連結の表ができてるものを入れることになっておりまして、ちょっとここ、農業公社については入れないというような取扱いになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、今回、別紙の2で、せっかく行財政改革のほうで、河口次長のところで、他の中核市との比較表を作っていただきましたので、持ち帰られて、会派のメンバーにも周知していただければと思います。

じゃあ、次に参ります。

#### 「鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書」の提出について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書の提出について、執行部の説明をお願いいたします。はい、福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。失礼します。資料21ページ、御覧ください。鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書について御報告いたします。

令和3年7月から計5回、公共施設の再配置に向けた新たな取組を検討するため、外部有識者委員会を設置し、議論を重ねてまいりました。本年4月19日、委員長から市長へ提出された意見書の概要について御報告いたします。

委員の名前・所属は、意見書を御確認ください。

続いて、意見書の概要ですが、施設数を縮減しつつも機能を充実する縮充、こちら、造語ですけれども、この考え方を基本として、以下の項目についてまとめられています。（1）公共サービスの維持向上を前提とした更新経費削減に向けた効果的な手法に関することについて、①～⑤までの5項目、（2）廃止施設の利活用や除却に関すること、（3）その他鳥取市が保有する公共施設の総量圧縮を実現するために必要なこと、これらについてまとめ記載されています。

それでは、別紙、鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書を御覧ください。紙では10ページ、PDFデータでは13ページとなります。下段にですね、概念図2、財政と縮減目標の対応関係と記載されているもので、こちらが意見書の考え方を表した概念図となります。こちらの概念図で説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、上段の財政でございます。公共施設再配置、公共施設白書ですね、こちら、作成時の資料といたしました平成24年と比較しますと、平成24年の歳入が945億、こっちが令和12年、第11総の見通しですと、917億円と、28億円の減。扶助費は、平成24年160億だったものが、障害者福祉サービスの向上などにより、令和12年では216億円と、56億円の増。普通

建設事業費は、平成24年117億だったものが、令和12年では86億円と、31億円の減額見込みとなっております。しかし、道路などのインフラは、ライフラインとしての役割が強く、こちらの費用は、なかなか削減できないものと考えられるため、今後、建築物に投資できる財源を、更新経費と維持管理経費の削減により賄っていかうという考え方となります。

次に、中段の更新経費です。市として優先して保有すべきとされた庁舎、学校、市営住宅、あと、福祉系の施設は、将来に向けて緩やかに縮充していく、複合化などをしていく。それ以外の施設は、より厳しく縮充し、用途廃止後は売却・貸付けなど、民間活用を積極的に図り、新たな財源を確保していく。

次に、下段です。維持管理経費では、複数施設の包括管理や省エネなどにより、経費の削減を図り、また、民間類似施設については、年間収支を踏まえ、維持管理、運営に係る財政負担を特に考慮して、収益力の改善や譲渡の検討を進めるべきとしています。

また、委員会の留意事項といたしまして、更新大規模改修、用途廃止など、用途、施設の在り方が大きく変わる場合は、議会はもとより、実際に利用者である市民への説明と、合意形成に努めることが必要としています。今後は、この意見書を踏まえて、新たな取組について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この意見書踏まえて、全庁的な視点から、部局横断で今後新たな取組について検討してあるんですけど、ちょっと、もうちょっと具体的に、どんなふうにして検討を進めていかうと考えてるのかっていうのが分かれば説明していただけますか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 まだ、私どもの思案の段階でございますけれども、まず、施設については、鳥取市としては、マスター計画プランというのが作成しております。ただ単に施設を減らすだけではなくて、その地域、核となるような施設は、何を残していくのかとかですね、住民の命を守るためには、どの施設を必ず残さないといけないのか、まず、そういったことを踏まえながら、あとは、施設の老朽化度ですね、まず命を、市民さんの命を守ると、これを一番、第一に考えながら、まず、方向性ですね、どのように進めていかうっていうのを、今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 じゃあ、そういうようなことを、今年度、もういろんな部署が、いろんな施設を持ってますので、だから、今年度そういうことを、もう全部の部署が会して、話し始める、考え始めるっていうようなイメージでいいのか、何かこの、どれぐらいのスケジュール感でね、2年かけてとか、3年かけてとか、何かちょっとそれも見えてこないのか、一体どうなるのかな、その間にどんどん施設は古くなるのに、壊れてくるのについていう、何かちょっと、もうちょっと何か、何かそういうスケジュール感みたいなものが分かればなあと思うんですが、まだ今の時期は無理でしょうか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。今年度、今予定しておるのが、市としてどういった方向性で向かっていくのか、そこを決めていきたいと思っております。それで、次年度以降は、やっぱり個別具体的な施設、担当ございますので、個別施設については、また、そちらのほうで検討していくということを考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 重要な課題ですので、よろしくお願いいたします。そのほかございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。そうしましたら、専門の委員の方々が書かれてて、行政代表として、副市長や岸本副教育長、名前があるんですけども、この委員会の中では、行政代表の方っていうのは、積極的に発言をされる場面っていうのはあったんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。副市長、副教育長におかれましては、まず、委員さんから、やっぱり個別具体的に、例えばプールはどうだとかと、そういった個別な質問はございましたので、やっぱりそれについては、やっぱり市の代表として、今の状況はどうだとか、そういうことは述べられております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。そうしましたら、3ページの一番上の取組を進めるプロセスということで、一定の方針が検討されたのは分かるんですけども、この複合化っていうようなところで、委員の中からは、どんなアイデアが出たり、発言っていうのが出たのか、議事に残ってますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。複合化の具体的な案ですけども、例えば、委員さんでは、学校ですね、学校に、学校は、夜間とかは使ってませんので、そういった時間を活用して地域に開放したりですとか、今、教員さんも、生徒の定数も少なくなつて、空き教室とか、使ってない教室とかは、なかなか難しいかも分からないんですけども、そういった教室を、他の複合施設に使えないかっていうような、そういった御意見もありました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。最後にします。令和12年度建設事業費の見込みが86億円ということで、減少傾向にあるということで、近年の動向を見ると、人件費の高騰等もあって、解体を進めるにしても、その金額は今後上昇していく見込みだということで、もう今から、壊すものは壊す計画に入っていないのかなどは思いますので、悲壮感を持つと、ちょっとそれは発想が縮こまってしまいますので、現時点で、フルに、何ていうんでしょうね、すみません、言葉があれですけども、あまり悲壮感を出さずに、現実に向き合って整えていくようお願いをしておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見、質問はありますか。はい。よろしいですね。はい。

じゃあ、報告事項を終わります。

はい、濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。すみません。1点、資料の修正を説明させていただきます。資料1になります。A4横の6月補正の説明資料になります。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。5ページになります。財源のところなんですけども、上、一番上のところに、その他のところに500万とあると思います。それが下に5つ、5か所、500万という記載がございます。こちらのほうが地方債でして、実際には、その1行左のほうになりますので、大変申し訳ございません、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。それでは、報告事項、終わります。

それでは、請願・陳情に入りますが、関連のない部署の方は、ここで御退席お願いいたします。はい。執行部、関係のない部署、退席いただきましたけど、ここで委員会、一旦休憩を入れたいと思います。再開は午後1時ということでお願ひします。

午前11時55分 休憩

午後12時57分 再開

◆吉野恭介委員長 それでは、時間前ですけども、全員そろわれました。会議を再開いたします。請願・陳情ということであります。

#### 令和4年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願（質疑）

◆吉野恭介委員長 まずは、請願の審査に入ります。令和4年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 請願事項が1から、10まであって、昨年度もこれ採択されてるんですよね、この地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願っていうのは。昨年出したものと比べたらね、8番以外は、ほぼ昨年の方と同じなんですけど、この8番については、ちょっと書きぶりが違ってきてるんですね。今回は、自治体業務システムの標準化に向け、文章が続いてるんだけど、昨年の方は、その標準化については自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応することっていうふうに書かれてあったのですわ。だから、昨年度のその意見書のそういった中身がね、何か進展したのか、変わったところがあって、このようなこのたびの書きぶりになったのかっていうのをちょっと確かめたいんですよね、確認したいんですけど、これは。紹介議員さんに聞いたらええんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい。紹介議員にもなっておられます秋山委員、お願ひします。

◆秋山智博委員 はい。今の伊藤副委員長の質問には、現時点、ちょっとよう答えられないものでして、提出者のほうに、いま一度内容を確認した上でさせていただけたらと思います。もし執行部のほうで、何か参考御意見ありましたら、聞かせてください。

- ◆吉野恭介委員長 執行部にお尋ねする前に、委員の皆さんで御意見、今の秋山委員の質問もありましたけども、関連するような御意見があれば、お願いできませんでしょうか。はい、砂田委員。
- ◆砂田典男委員 今の伊藤さんの意見は、提出者についての説明を求めたものですから、提出者に名前を連ねてる秋山委員のほうから説明していただければ、ベターだと思うんですけども。
- ◆吉野恭介委員長 秋山委員、ありますか。
- ◆秋山智博委員 いえ。今、お願いをした、今日のところちょっと提出者の内容を聞いた上で、改めてお答えしたいなと思いますので、今日のところは保留にさせていただけたらと思います。
- ◆吉野恭介委員長 はい。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 そうしたら、次回の委員会のときに、その回答をしていただいて、審査は次のときにしていただけたらと思います。
- ◆吉野恭介委員長 はい。今、伊藤副委員長のほうから、そのような提案がありましたけど、皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、次回の後半の委員会でということで、審議をさせていただきたいと思います。

#### 令和4年請願第2号日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願 （質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、請願の2つ目ですね。令和4年請願第2号日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。石田委員。
- ◆石田憲太郎委員 はい。じゃあ、意見を述べさせていただきます。請願だな。はい。この請願ですけども、同じ同趣旨の請願、令和2年の9月に提出をされておまして、その際、不採択ということになっております。核兵器の禁止条約、これ核兵器を非人道的な兵器ということで、初めて禁止がなされてる、表現をされている画期的な国際法の規範であるということであって、私も高く評価はしております。ただしですね、やっぱりこの同条約、現時点で、やっぱり核保有国にとって中身が受け入れ難い、そういう形勢になっておまして、米国の核抑止力に、自国の安全保障を依存しております国々、日本もそうでありますけども、やはり批准することは困難で、そういう状況であるということでございます。

やっぱり重要なのは、人類史上唯一の被爆国でありますこの日本が、歴史的な使命と責任の自覚の下に、一方に軸足を置くのではなくて、対立が続く核保有国と核兵器禁止条約、これを推進しております非保有国との間、ここに横たわってる溝を埋めて、対話に導く橋渡し役を担っていくことであろうと思います。双方の対話を通して、核によらない、核によらない安全保障、これを何とか創出していくことが、核兵器禁止条約批准の環境を整えるための、これがまさに現実的な努力であろうというふうに思います。

来年、私たち公明党のほう、要請をさせていただきましたが、G7の首脳会議が広島で開催

されることになっておりました、核保有国と非保有国の主要なリーダーが結集をする、そういうG7でありまして、核兵器のない世界に、共に役割を果たす共通認識、これが、例えばこういう場で、そういう認識がつくられていくこと、そういうことを重ねていくことが重要であろうというふうに思っております。そこに大いに期待をしたいなというふうに思っております。

はい。意見であります。

- ◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。星見委員。
- ◆星見健蔵委員 日本は唯一の被爆国として、核兵器禁止条約に掲げられている核廃絶という目標は、共有しているところでありますけれども、核兵器禁止条約については、核保有国の賛同が得られていない現状にあり、核廃絶を目指す上で、まずは核保有国が、今持っている核兵器を実際に削減していくことが必要であります。日本が、核兵器国と非核兵器国の間の対立を助長し、亀裂を深めるべきではないというふうに思います。日本政府は、NPT、核兵器不拡散条約体制を維持し、核兵器国と非核兵器国の対立を回避し、現実的な核軍縮プロセスに取り組む我が国の基本的な姿勢と異なる立場であるというようなことから、現時点では、核兵器禁止条約には賛同しかねるものというふうに考えます。

- ◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

- ◆伊藤幾子副委員長 私、この請願第2号については、これ採択すべきだという意見です。それで、今の2人の委員のほうから意見がありました。以前も同趣旨のものが出たということもありましたけど、何かそのときの不採択というか、その理由、理由が変わってないなと思って聞きました。今、どんなときかかって考えれば、以前とはやっぱり違うんですね。もう皆さん御存じのように、ロシアがウクライナ侵略して、プーチン大統領が核兵器を使うっていうようなことを脅しに使ってる、そういうことが今起きてるわけで、今までとは違うわけですね。核抑止力のこととも言われましたが、この核抑止論っていうのが、基本、持ってたら、相手も何かしてこないだろうと、持ってたらね、そういう、そういうことを想定したもんなんですね、核抑止力論っていうのは。だけど、プーチン大統領は、もう、あの、ああいうむちゃくちゃなことを言って、下手なことをしたら本当にやりかねない、そういうような国の大統領だったり、指導者だったり、そういう人たちには通用しない論だと思うんですね。

だから、本当に今ね、小さな国であろうが、大きな国であろうが、やっぱり賛成して、この条約にです。批准してる国が、6月の13日時点で62か国になってるわけですね、増えてきてるわけですね。地方議会からも、こういう趣旨の請願だったり陳情を受けての意見書を提出、あるいは趣旨採択含めて、633自治体が上げてるわけですよ。これは14日、昨日現在か、上げてるわけですよ。やっぱり今ね、本当に日本が、そうやって広島・長崎の被爆国ということを考えれば、やっぱり今、こういう意見書を上げなければ、逆にいけないと思うんですね。

だから、ぜひ私は、本当に今までとは、今情勢が違ってきてると思いますので、ぜひ、これは採択をしていただきたいと思います。とにかく核兵器の危険を根本的にもう取り除くには、もう廃止、廃絶、もう全面禁止、それしかないと思います。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい、加嶋委員。



◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。開政ですけれども、今まで、こういった陳情が出てくるところで、外交と防衛は、国会で話されるべきというスタンスは変わりません。今、伊藤議員が言われたように、情勢が変わってきたということであれば、今までとはまた違った話合いも、必要なのではないかなあというところは、同じ思いです。そこで、本当に、この禁止条約の批准がよいのか、我々は、既に非核三原則をうたっているこの日本国で暮らしてきておるわけですので、総合的に勘案して、日本国憲法とも照らし合わせて、日米地位協定とも鑑みつつ話すのは、この鳥取市議会の場ではないのかなというところで、国会で話されるべき案件ということをもって意見としたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。私は、この意見書に賛成です。内容としましては、意見書案にもうたわれておりますが、1、2、3、4、5、6、7行目の辺にうたわれとるとおり、この条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪し、核兵器に、悪の烙印を押しました。この内容はですね、本当に人類を守っていく、とても大切な内容であります。先ほど伊藤副委員長も言われましたが、今のロシアがウクライナに対する軍事侵略で、プーチン大統領が核兵器を使うことも、2月の24日、侵略早々に言ったときには、物すごく大きな衝撃を受けました。世界は大変な局面に入るのではないのだろうか。本当にですね、現実的な人類破滅が目の前に来てはならないと、こう感じたところでありまして、今こそ、この核兵器禁止条約の批准を求める意見書を提出するときだと思えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。意見がないということで、それでは、討論に入りたいと思います。討論はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。会派開政の加嶋です。令和4年請願第2号については、採択に反対、不採択の立場で討論をいたします。今、意見を伺ってる中でも、ロシアの名前が出てきますが、糾弾されるべきは、そのロシアではないでしょうか。我々が持たず、核兵器を持たず、作らず、守ってきて、今に至るわけで、実質上、核兵器禁止、核の減縮には、国際的に寄与してきたのではないのか、それを我々が、さらに禁止条約の批准にサインをするということではなくて、核を脅しの武器に使っている、そちらのほうに向かうのが今の局面なのかなと、個人的には思いました。いずれにしましても、総合的に勘案する材料がある国会で話されるべき内容だとして、採択には反対とさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私は、反対の立場で討論させていただきます。先ほど、意見の中で述べさせていただいたとおりではありますけれども、核兵器禁止条約、これにつきましては、この条約そのものについては、大変高く評価しておりますし、賛同するものであります。将来的には、やはり日本も批准できる立場になればいいという考えではありますが、先ほど意見でも述べましたように、現状、その状況にはないということでありまして、やはり現実的に、前に、

もう1ミリでも進めていこうと思った場合の取り組み方っていうのは、やはり、その非保有国側のほう、例えば批准する側のほうに足を、軸足を置いてですね、置いてしまうと、その対立側の、一方の対立側の位置づけとしての意見になってしまうということもありまして、やはり、日本は唯一、被爆国っていうところもありまして、核の悲惨さを一番よく分かっていると、そういう立場の中で、両方ですね、やはり対立する溝、これを埋められる、力があるのは、やはり日本でしかないというふうに思っておりますので、そういう中で、核を本当でもう、少しでも減らしていく、そういうことが可能にしていく取組というのは、核に頼らない安全保障、そういうものが、どういうことがあるのかというようなことで、そこにやっぱり橋渡しを担えるのは、日本であろうというふうに思っておりますので、ここの批准をすれば、そういう立場は担えないと思っております。そういうことでありますので、この請願につきましては、反対をさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。委員の皆さんにお願いします。できるだけシンプルに、要領よく、簡潔に提案をお願いします。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 先ほども、意見にも述べたわけですけども、やはり、今のこのアジアの状況、北朝鮮が、ああいったミサイルを繰り返すような現状にもありますし、それから、先ほどプーチン大統領の名前も出とるわけですが、核を使いかねんような発言もなされておる、そういった中にあるわけですけども、やはり、この核兵器禁止条約については、核保有国の賛同が得られていないという状況にあるわけです。それを、日本は核軍縮ということは貫いていくことには賛同しておるわけですが、やはり、現実保有しているそういった国々を、いかに削減をさせていくか、こういった、やはり中間的な、橋渡しの役割ということが、当然必要になるわけでありまして、やはり、日本国政府がですね、NPT、核兵器不拡散条約体制を維持して、核兵器国と非核兵器国の対立を介し、現実的な核軍縮プロセスに取り組むということでありますので、私は、この考えに基づいて、この意見書、請願については、反対をさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。本当に目の前の現実として、核兵器が存在する限り、人類は、核による破滅の危機と背中合わせだと思います。予測不可能な指導者がいると、核戦争が起きる可能性があります。一たび核が使われたら、取り返しのつかない事態になります。この危険を、根本的に、永久に取り除く唯一の方法というのが、もう核兵器を完全になくすことです。廃絶です。全面禁止です。現実的に進めるやり方は、私は国際世論だと思います。だからこそ、この核兵器禁止条約の批准をして、その国を増やしていくこと、それが、核兵器廃絶につながる最善の道だと考えますので、この請願には、賛成、採択していただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。先ほども意見で述べましたけれども、広島・長崎のあの破滅的な現状をつくった核兵器、もう3度目を使わせてはなりません。今こそ、ロシアの軍事侵攻が、このよ

うに核兵器も使いかねない状況で進行しているだけに、今こそ、この条約を批准すべきだと考えます。よって、賛成討論とします。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、令和4年請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手少数と認め、本請願は不採択と決定いたしました。

それでは、不採択理由を整理したいと思います。今、討論の中で出た意見としては、現実的な努力であるとか、対応であるとかっていうことであるとか、核保有国に賛同がないとかっていった辺りの御意見を整理して、委員長・副委員長のほうでまとめさせていただくということで、よろしいでしょうか。

（「はい、異議なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

令和4年陳情第6号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、陳情の審査に入ります。令和4年陳情第6号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。開政の加嶋です。国民の祝日に関する法律では、海の日が、現状7月の第3月曜日で、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うというのが、陳情趣旨等から読み取れるものです。そもそもの発端としては、歴史的に、7月20日という日が重要だという思いには、賛同できるのかなというところで、賛成をしていきたいなというふうに、会派では話し合ったところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そのハッピーマンデーで、7月の第3月曜日に、2001年の法改正で変わったということなんですけど、そうやって変えたのに、何で、またわざわざ7月20日に固定化をしないとイケないのかが、やっぱり疑問なわけですね。このなぜ7月20日にこだわるのか。そこがすごくこの陳情の中身では、きっちりとは読み取れなかったです、私は。はい。ひとまず、はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。この陳情でありますけども、先ほどハッピーマンデーのことが出てきましたけども、ちょっと調べてみたところ、もう公務員とか、中小規模以上の企業、これを中心に週休2日制が浸透してきた、その当時ですね、月曜日を国民の祝日とすることによって、

土・日、それと月ということで、3連休。余暇をそういう連休で、余暇過ごしてもらおうという、そういう趣旨で、ハッピーマンデーが制定をされたんだということでありました。平成12年に、成人の日と体育の日、今はスポーツの日ですかね。平成15年に、海の日と敬老の日。今は、結局4つの祝日が月曜日に、ハッピーマンデーということで制定されているということがあります。

今回、海の日を、元の7月20日に固定化をするということを求めていらっしゃるんですけども、そうなった場合、ほかは3つ、ハッピーマンデーに制定された祝日があるわけでありまして、これについても、それでしたら固定化というか、元に戻してもいいのかなと思ったり、ハッピーマンデーの制度そのもの、制定そのものがどうなんだろうという、そういう議論にもつながっていったりするのかなと思ひまして、この海の日だけを固定化にするという、やっぱり意味合いというか位置づけ、ちょっとなかなか判断しにくいなという部分があったりしますし、もしかしたらこの連休、やっぱり3連休になってる、このことが大半の国民が望んでいらっしゃるのかも分かりませんし、その辺の実態も正直よく分からない部分ありましてですね、この海の日だけを捉えることがいいのかどうかというのが、ちょっと判断しかねるところであります。はい。意見です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、月曜日だろうと日曜日だろうと別にどうでもいいような思うところです。それで、これだけ祭日・祝日が、もう非常に増えましたよね、年間見ても。それで、ただ、勤めておられる方々から見やあ、それは2日のところを、連休3日にということになりやあ、その余暇の過ごし方も変わったりということで、使いやすとは思いますが。

ただですね、私国民の1人として言えば、第2月曜とか第3月曜とか、祝日をそんなんで決められても、今年はいったんかいいなというような感じになっちゃって、やはり、体育の日って言ったら、もう10月10日、もう4月29日は天皇誕生日とか、そういうのでずーっと決められて、もうその日は、もう年間の計画が立てれたわけだけでも、毎年つい、ころころ変わるっていうこともあるし、それから、仕事の関係で言えば、はっきり言って、休みが増えると、市場が休みが増えるんですよ。そういったこともあって、私は、休み、もう休みが多過ぎるなっていうふうに、逆に思うぐらいですけども、やはり、私は全てもう固定化をしまえばいいなというふうに思います、個人的には。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。うちの会派では、この参考として載っている、賛同している当連盟副会長というこの衆議院議員、参議院議員の皆さんは、与党の方をはじめですね、野党のほうも第一野党とか第二野党になるような方々からも入っておられるので、なぜ国会でですね、これが、この話が進まないのかというのが、会派でまず出た内容でありました。私も、個人的ですけども、この文章の中にもありますように、特に2ページの中で、ハッピーマンデーは観光振興等に、相応の効果をもたらしたと考えますがと。やはり、ここは大事なところだと思うんですね。この依頼者は、逆の意味で使われているのかもしれませんが、やはり国民にとって、こういう形での祝日、連休が、国民にとっては、いろんな面においてプラスになるという内容でのハ

ッピーマンデーという形での連休でありますので、現状を変えなければならない相当なマイナス要因というのは、この文章からは感じられませんので、現状どおりでいいのではないかと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。せっかく執行部の方にも出席していただいております。執行部のほうで、この陳情に対して参考になるような、そうした情報っていうのは、お持ちでしたら紹介していただけないでしょうか。はい、一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。参考になるかどうかは、またちょっと判断しかねるところでございますが、市として、この海の日、いわゆる7月の20日に、特に大きなイベントをしているというような実態はありません。あと、この陳情の中に出てきます、小・中学校の夏休みに関して、7月21日から夏休みに入る学校が大半なので、20日を祝日にした場合、連休になるというようなくだりがあると思いますが、本市の場合、ちょっと調べてみましたら、確かに7月21日から夏休みに入る小・中学校が大半でございました。ただ、これはあくまで固定ではなくて、学校の裁量で決まりますので、必ずしも7月21日から、全部これからもずっとという形ではございません。たまたま7月21日から夏休みという話になっておることによってございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。ほかの執行部の方で、何か情報をお持ちでしたら、御紹介いただければと思いますが。はい。じゃあ、今の情報提供もいただいた中で、委員の皆様で、改めて御意見があれば、お願いします。よろしいですか。はい。

では、討論に入りたいと思います。討論はございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この陳情は、海の日を7月20日に固定化しようというものになっています。海的环境や資源について考えたり、海に親しむ契機にするために、国民の祝日として、海の日を設けること自体は問題ないと思いますけれども、なぜ7月20日に固定化するのかというところが、そこが大事なところだと思います。先ほど私は、この文面から、その意図が読み取れないと言いましたが、この陳情趣旨に、海の日は、昭和16年に制定された海の記念日を基に制定されていますとあります。昭和16年とは戦前ですが、その年に真珠湾攻撃とマレー半島上陸作戦が開始されました。昭和16年に、海の記念日が設定されたのは、戦争していく上で、海上輸送で、船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者だけでなく、国民こぞって支援する雰囲気をつくる狙いがありました。これは国会でも議論をされております。こうした日を、わざわざ憲法も変わったのに、戦後に引き継ぐ必要はありません。それが理由の1つ。

2つ目の理由は、先ほど来から意見にも出てましたが、私も、連休になることとか、3連休になることのほうが、よっぽど国民に支持されるものと考えますので、現行の7月第3月曜日のままでいいと思います。ですから、この陳情は、不採択です。はい。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論はありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。党派開政、賛成の立場で討論をさせていただきます。海の日だけを判断するのはどうかという意見も、たくさん出ましたけれども、排他的経済水域200海里の根拠となる国連海洋法条約が、我が国において発効した日でありという平成8年、日本国の中で、7月20日という日を記念日としたいという国民がいるという思いで、受け取っており

ます。昭和16年は、大日本帝国、歴史的に見て、日本国の前にあった国家の話です。それを継承するという意味では、私は解釈をしておりません。

あと、7月21日、夏休みが始まるわけであります。家族のことを考えると、その21日以降は、比較的、お子様はお休みになっていくのかな、その週の頭に当たる第3月曜日が祝日でなくてもよいのかなど。7月20日が、浮動的にハッピーマンデーから、この日だけ外れてというのは、特に問題がない。問題があるとも言い切れないとは思いますが、7月20日に固定化するという意見書、賛成の立場での討論とさせていただきたいと思えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 皆さんが言われておられますけど、やはり、その7月20日は、海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、海洋国家日本を宣言した日であるというふうに書かれておって、7月20日ということが祝日にふさわしいじゃないかという、この考え方であろうかと思えます。私は、その初めにも言ったですけども、やはり、祭日はもうきちんと何日っていうふうに定めたほうがいい。そりゃ経済効果があったりするっていうことは、それは紛れもないことかもしれないんですけども、私はもう固定化をしたほうが、全てですね、祭日、祝日はいいという考え方でありますので、この陳情にはですね、私は採択をしたいと思えます。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。これについては、正直なところ、あんまりこだわるものではない部分はないわけではないんですけども、ただ最初から、意見のときにも言いましたけども、このハッピーマンデーっていうものが制定されたその経緯とかですね、それから考えたときに、何でこの4つの祝日だったのか、そのうちの1つが海の日だったということであるわけでありまして、もう今になって、もうハッピーマンデーそのものが、例えば効果とか目的が達成されたから、もうこれはなくしてもいいんだよというのであれば、私は別に固定化、海の日に限らず、4つの祝日、全部元に戻して固定化すればいいなというふうに思ったりしるところでありますけども、その辺りのところっていうのと、やっぱり国民の多くが、どう求めとるのかなど、そのハッピーマンデー、どう求めとるのかなってところが、ちょっと正直、まだ私自身が分からん部分がありましてね。聴いてみても、全員の意見ではないですけども、やっぱり連休のほうがいいという声もやっぱり間違いなくありまして、そういうところからいったら、このやはり、それをなくする、固定化する、ハッピーマンデーを切り替えるっていうこと自体のちょっと意義づけが、すみません、ちょっとまだ、自分自身で納得できてない部分がありまして、ちょっと現時点では、これについては、ちょっと反対をさせていただきたいと思えます。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。はい。よろしいですか。はい。討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。令和4年陳情第6号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について採決をいたします。本陳情の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手多数ということで、本陳情は、採択を決定いたしました。

採択の理由につきましては、今出た意見をちょっと整理させてもらって、委員長・副委員長のほうでまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

令和4年陳情第8号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情（質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、陳情、令和4年陳情第8号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情について。（「7号」と呼ぶ者あり）これは、執行部の関係もあって、順番を変えさせていただきました。この順番でやらさせていただきます。8号、8号ですね。改めまして、令和4年陳情第8号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情について御意見をお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。会派開政で議論をしてる途中でありまして、やっぱりインボイス制度そのもの自体が、国民に浸透してない部分もあるのではないかとこのところ、もっと個人事業主や企業の話も聞いていこうという方針でして、開政としては、次回9月定例会まで継続審査にさせていただきたいというところがあります。実態を把握したいための継続ということ。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ほかの意見を。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 先ほど、ちょっと加嶋委員から意見があったんですが、私、一般質問しますので、次週のこの総務企画委員会をお願いします。

◆吉野恭介委員長 はい。今、伊藤副委員長からお願いがありましたが、皆さん、御意見お願いします。はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 はい、砂田です。よろしくお願いします。このそもそもインボイス制度は、複数税率、今、我々はスーパーで買物しても、軽減税率と、10%と8%が混在してて、レシートもそのように発行されてると思います。そのような消費税を適切に扱うための制度だと思っています。2019年10月に、消費税率が10%に引き上げられたときに、軽減税率制度が始まったわけですけど、2023年9月30日には、区分記載請求等の保存方式が定められた記載ルールが適用されます。2023年10月1日以降は、これらの項目に加えて、課税資産等の譲渡等の税込み価格、または税抜き価格を、税率ごとに区分した合計金額及び適用税率、税率ごとに区分した消費税額などや適格請求書発行事業者の登録番号などを記載しなければなりません。インボイスってというのは、そもそも適格請求書のことを言うんですけど、それを保存する必要性が生じてくるわけなんですね。インボイスを発行できるのは、事前に申請をした、税務署に適格審査請求した事業者じゃないと認証を受けないということで、それで、もうこれは2021年10月から、もう既に提出可能であり、制度変更に向けた企業などは、その申請に向かって動いてるわけなんです。それで、ビジネスが実際に始まった場合に、適格事業者と、そうじゃない事業者が混在するわけなんですね。そうしたら、どうしても適格事業者は、適格事業を行ってる制度

を採用してる企業としか取引をしないっていうようなことにも、おのずとなってくるわけなんですね。だから、これは、私としては、反対の立場で行いたいと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。意見を述べていただきました。私が尋ねたのは、今、伊藤副委員長が、自分の一般質問で質問するから、できれば、後半の委員会に回してもらえないだろうかというふうに取らせていただきましたので、そこを諮らせてもらいたいと思います。皆さん、その件に関して、御意見はどう。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。後半にっていうのはいいんですけども、私が一般質問しますからというのがちょっと引っかかりまして、純粹に議論を熟成させるために後半にっていうのであればいいんですけども、御自身の発言を、この議会の場で優位にされる目的があったのか、たまたま思いついて、そういうふうに言われたのか、ちょっとその。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 全く深い意味はありません。いつもっていうか、大体こういうときには、同じようなことを、趣旨の一般質問をする場合と、陳情・請願がかぶさった場合には、そういうふうにお願いをずとしてきてるので、もう何年も何年も。だから、深い意味は全くありません。そんなに議論したかったら、やってもらっていいですよ。私、別に一般質問に影響しないと思ってますので。はい、どうぞ。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員さんで、御意見ありますか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。伊藤副委員長のほうから言われた案に賛成です。その一般質問でのやり取りを聞かせていただくことも大いに参考にもなりますので、次回の委員会で協議を継続したらいいなと思うっております。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そうしましたら、開政から言いました継続審査のものは、取り下げさせていただいて、後半の委員会での審議を待ちます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい。では、秋山委員からも御意見を頂戴しました。後半の委員会に、継続、持ち越すということにさせてもらいたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、これで執行部の方は、御退席お願いいたします。

これから陳情の7号と10号、これについては、委員のみで審査を行いたいとうふうに考えておりますので、執行部の方には御退席をいただいております。

令和4年陳情第7号沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、会議を続けます。令和4年陳情第7号沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、御意見のある方はお願いします。はい、石田委員。



◆石田憲太郎委員 はい。この陳情でありますけども、項目が3つあったのかな、陳情項目が。その、まず陳情項目2にあります、辺野古新基地建設の断念・中止とありますけども、これについては、これまでも同趣旨の陳情が提出されておりました。その際、不採択となっております。

それから、元に戻って、陳情の項目1でありますけども、沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめることというふうに文言ありますけども、日本にある米軍施設約7割以上が沖縄に存在するというので、確かに、多大な御迷惑をおかけしていることは事実であろうというふうに思いますが、ただ、しかし、今まで、今日まで、沖縄をこの捨て石にしたというような、そういう前提で、この我が国の安全保障政策の議論、これがなされてきたというようなことは、私はもうないと思っております。この平和安全法制の制定以降、日米で共同で対処をしていくことも、またさらに重要になっている中で、御承知のとおり、現在北朝鮮とカロシア、中国など、日本を取り巻く安全保障環境、これは緊張度を増しております。この日本の防衛力と日米同盟による米国の抑止力、日米の対処力、これを実効的なものにする必要があるというふうに思っております。

陳情趣旨に、沖縄に押しつけてきた基地は、本土に引き取りというようなことがございますけども、安全保障政策上における、この沖縄の地政学的位置づけ、これにつきましては、やはり国防に関わることでもあると思っておりますし、その可否について、鳥取市議会で判断するということは、非常に難しい問題であろうと思っております。国において判断されるべきことであろうというふうに思っております。はい。意見です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私もですね、石田委員のほうは今言われたですけども、やはり日本国政府、それと沖縄県、この双方によって、しっかりとした議論がなされて、一番ベターな方向に持っていただきたいなというふうにも思います。書かれておるように、やはり沖縄県、また沖縄県民に、多大な御迷惑をかけておるということは、国民の、一国民として、私も本当に申し訳ないなという思いと、感謝する思いがあるわけではありますが、このとにかく普天間に移設ということは、やはり住民の少ない地域、ここへ移設することで、これまでの騒音とかですね、非常に連日のように鳴り響いておるといような状況の中で、大変な思いはしておられるところではありますが、やはりこれも日米、それから日本政府と沖縄県との間で協議される中で、移設が始まったものというふうにも思っておるところでありまして、やはり、これに関しては、我々どうのこうの言うことじゃなしに、やはり日本列島、北は国後・択捉・色丹・歯舞、この北方四島をロシアが植民地化しておるといような状況であります。そういった中に、やはり南の端の沖縄、これをアメリカということで、やはり、その今のアジア情勢等を考えたときには、やはり重要な、アメリカにとっても、日本にとっても、重要な基地の位置づけではないかなというふうに思っております。あくまでも、我々が云々じゃなしに、国防等々の観点からも、やはり日本政府と沖縄県との話合いということが、一番の重要な点かなというふうにも思っております。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。この陳情項目を見てまして、本当に、やはりその沖縄の、全国からいろいろね、この沖縄の問題については、本当に連帯を強めて、いろんな運動があるということは認識をしておりますし、やっぱりその基地問題っていうのは、本当に深刻な問題だということも理解してるつもりです。だから、本当にこの捨て石という表現ですけれども、本当にそういうふうに、こう言わざるを得ないような状況に置かれてるっていうことも理解できます。

その2番目の辺野古新基地建設を断念することというのも、本当にそうだと思います。

3つ目についてなんですが、この普天間基地問題の解決方法っていうのが、やっぱり、その県外だとか、国外移設だとか、あと、ここに書いてあるように、本土に引取りだとか、様々な意見があるのも承知をしておりますけれども、基本的に私の考えは、うちの会派の考えは、無条件撤去なんですね。普天間基地のやっぱり解決っていうのは、無条件撤去だということですので、ちょっとこの陳情項目についての意見としては、1つそのことを言っておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。この陳情趣旨に書かれてある内容のとおりでして、沖縄に70%以上の米軍専用施設があると。本当にこの沖縄に、相当な負担を強いている状況にありますので、言われてるとおり、日本が米軍基地を受け入れるとするならば、全体で受け入れていくということももっともかなと、大事だなと、こう思うところです。

なお、うちの会派のほうからも1つ出た意見としましては、これだけではなしに、全体の基地、米軍の基地を縮小するというのも、併せて取り組むことも大事ではないのだろうか、そのような意見も出たところであります。私としては、この内容については、賛成をしたいなと思っております。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい。意見はなしと認め、討論に入りたいと思います。討論のある方は、挙手お願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この陳情については、反対の立場で討論をさせていただきます。先ほども言いましたけれども、本当に捨て石というふうに言わざるを得ない状況に、長年置かれてきてる状況、今でも置かれてる状況は、十分理解をするところですし、当然、辺野古新基地建設を断念することも賛成します。けれども、本当に、この基地問題っていうのを解決しようと思えば、やはり、もう全国からなくすことしかないと思います。この、ここに3つ目にある普天間基地についてですけれども、これについては、沖縄戦の最中、米軍が戦時国際法に違反して、強奪した住民の土地に建設した違法なものですので、これはもう無条件撤去が当然なんです。だから、そういう立場から、ちょっとこの部分にはちょっと賛同しかねるので、この陳情には反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。先ほども意見で述べましたが、米軍の軍事施設が沖縄に、一方的に70%という割合で、負担を強いている現状は、是正をしていくことが大事だなと、こう思うところですし、2番目の辺野古新基地建設を断念については、これはもう沖縄県民の総意だなと、こう思うところです。そして、3つ目の普天間基地に関しては、内容等については、不十分性もあるかもしれませんが、言わんとしていることは、日本全体で基地問題を解決するという意識

転換を図ってほしいと、こういう内容のものだろうと思いますので、賛成討論といたします。

◆吉野恭介委員長 はい。討論。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私は、反対の立場で討論いたします。先ほど理由述べさせていただきました。委員長の方も手短かに言ってくださいと言っておられましたので。陳情項目の1、2、3について、意見のほうで反対の意見をさせてもらいましたけども、一番大きくは、やっぱり3番目のところの項目につきまして、安全保障政策、日本の安全保障政策上から考えた場合に、やはり、やっぱり国防に詰まるどころ関わる問題であろうというふうに思います。それをこの鳥取市議会のほうで判断するという事は、やっぱり非常に難しいというふうに思います。国において判断されるべきものだというふうに思っておりますので、これを提出することにつきましては、反対とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論お願いします。星見委員。

◆星見健蔵委員 私はですね、多大な本当に負担をかけておるなということ、国民、全ての国民が思っておることであろうかなというふうに思っております。ただ、先ほど来、出ておりますように、日米の安全保障条約、そういったことから、やはり沖縄基地ということが、もうどれだけ重要な位置づけがなされておるかということもあろうかというふうに思います。そういった観点から、やはり日米、また日本政府と沖縄県との協議の中で、やはり解決すべき問題であるというふうに思っております。捨て石とか書かれておって、何言っとるだいやって、逆に言いたいぐらいの気持ちであります。現実にはそうであるということに関しては、やはり全ての国民が、沖縄に対して、ああ、本当に負担かけとるなあと、誰しも思ってることだというふうに思っておりますが、この陳情にはですね、不採択ということにさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 不採択ではなくて、反対ということですね。

◆星見健蔵委員 反対ということ。

◆吉野恭介委員長 はい。分かりました。そのほかありますか。はい。討論、これで終結します。

これより、採決に入ります。令和4年陳情第7号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。賛成少数と認め、本陳情は、不採択と決定いたしました。

不採択理由でございますが、いろいろ御意見出ました。国防、国レベルで議論すべきではないか。また無条件撤去というようなことをちょっと整理して、併記したような感じで整理して、皆さんに報告してもらいたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

令和4年陳情第10号中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続けて、令和4年陳情第10号です。中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出を求める陳情について、意見のある方は挙手をお願い

いします。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。この陳情第10号でありますけども、これについて以前にあったなどか思いながら、つらつらめくり返してみましたら、平成28年の9月に、同趣旨の陳情がございました。この陳情の趣旨、中国共産党による臓器収奪、法輪功に対する人権侵害について、日本政府に対して、中国政府を非難、即時停止するよう求めているというような内容で、その理由について、つらつらと具体的にその後述べられておりますけども、この書いてある内容が、それらの内容について、正直この実態が本当に真実なのかどうなのか、その事実について確認することが、ちょっと現状非常に難しいと思います。私も、ちょっと確認するすがございませぬ。この内容につきましても、日本政府が、そういうの中国政府に対してというようなことになっておりますが、外交にも関わってくるような問題でありますし、その事実なのかどうか分からないようなことにつきましてですね、そういう内容のものの意見書を、国に対しての提出ということは、なかなか難しいであろうというふうに思います。意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、これは中身が、事実確認が本当にちょっとできないので、これはどうすることもできない陳情だと思います。とにかく確認ができないので、審査ができません。はい。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。はい。意見なしと認め、討論に入ります。討論はございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。先ほども意見を述べました。やはりこの陳情の中身の、これが事実かどうか確認するすべがないということで、審査そのものできないという上で、これについては、反対といたします。

◆吉野恭介委員長 討論はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。会派開政は、賛成の立場で討論をさせていただきます。鳥取市議会では、陳情第10号を受け付けている以上、その内容を文面で審査をするということになると思います。陳情受理した以上、書いてあることが行われているであろう。2016年には、米国議会でも、非難決議案が採択されたというようなこともあるとうたわれております。そういった意味で、人権侵害が中国共産党により行われている可能性があるかもしれないということで、それに対する意見書の提出を求める陳情には、賛成の立場です。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか、討論。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 読んでみますと、非常に、恐ろしいような実態が書かれているわけですけども、私として、実際にそういったことが起きておるのかということの確認すらできてないわけでありませぬ。そういった中で、やはり中国共産党はですね、常に報道官が、テレビで記者会見等々で申し上げるのは、中国は一貫して、他国が中国国内への内政干渉すべきではないということをお願いしているような国であります。そういった国に対してですね、国内で行われていることに関して、鳥取市議会が、中国に対して、どうのこうの意見を述べるべきじゃないというふうに思います。そういったことから、この審査については、私としては、不採択ということだと思います。

◆吉野恭介委員長 反対ということですね。

◆星見健蔵委員 反対です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。私もこの陳情には反対です。それで、ここの陳情の中身についての、事の真実といいますかね、事実確認というのができないってことです。それで、中国についてはね、いろいろとその人権侵害に関わるようなことは、マスコミ報道されてたりね、こりゃあもうこんなことをしたら駄目だろうということも実際あったりするんで、やっぱりその中身によってはね、当然ね、その内政干渉っていうよりかは、意見書なりを上げないといけない場合があるかとは思いますが。けれども、これについては、本当に確かめようがないので、幾らよその外国の議会が意見書上げているにしても、決議を上げているにしても。だから、やっぱりそこは、文面審査としてね、やっぱり、これからではちょっと事実が分からないということで、私は反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。令和4年陳情第10号中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手少数と認め、本陳情は、不採択と決定いたしました。

不採択理由につきましては、事実確認ができないこと、内政干渉みたいな話をちょっと整理して、委員長・副委員長で整理したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

これで、じゃあ総務部・危機管理部を終わります。企画推進部に入りますので、御準備をお願いします。（「5分休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩を入れます。再開を、あの時計で15分にします。

午後2時8分 休憩

午後2時15分 再開

#### 【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは会議を再開いたします。企画推進部に入ります。

まず、高橋企画推進部長に御挨拶をいただいた後、人事異動で替わられた方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いをいたします。はい、高橋企画推進部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。企画推進部長の高橋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。それでは、企画推進部、本日議案といたしまして、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。また、報告といたしまして、4件準備をさせていただきます。まず議案第89号でございますけれども、一般会計の補正予算ということで、歳入につきましては、地方創生推進交付金事業など、合計で2,254万7,000円の増

額補正とさせていただきます。また、歳出につきましては、動画作成を行う市政広報費やコロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用した地域情報化推進費など、総額で5,231万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、報告といたしましては、報告第9号といたしまして、繰越明許費繰越計算書ということで、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用した事業、こちら令和4年度に繰越したものについて報告をさせていただきます。

また、報告2点目といたしまして、環境大学の現状について御報告をさせていただきます。毎年この6月に御報告をさせていただいておりますけれども、在籍状況であるとか、入試状況、そして就職状況について、それぞれ報告をさせていただきたいと思っております。

次に3点目といたしまして、先月26日に、政策課題などの意見交換会、これを県と市とで行っております。こちらの県・市政策連携懇談会の内容について、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

さらに本年度、連携中枢都市圏のビジョンの策定を行うこととなっております。来年度から、新たなビジョンでスタートするわけですが、その参考にするために、昨年度圏域の実態調査を行っております。そちらがまとまっておりますので、こちらも御報告をさしあげたいというふうに思っております。それぞれ関係課長より説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

先ほど委員長からもありましたが、まず異動になった職員の挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○上田芳郎政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長補佐 失礼します。5月1日の人事で、政策企画課の地方創生・デジタル化推進室の室長補佐を拝命しました上田といたします。よろしくお願いいたします。

○城市 索文化交流課課長補佐 失礼します。私、同じく5月1日に文化交流課の課長補佐を拝命いたしました城市と申します。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 以上でしょうか。はい。それでは、自己紹介のみで、議案説明、報告のない部署の方は、御退席いただいて結構でございます。

#### 議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案の説明に入ります。議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についてであります。執行部より、説明をお願いします。はい、上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田です。説明資料は、本日お配りしております資料の1、A4資料の1の6月定例市議会、総務企画委員会補正予算説明資料の企画推進部、お手元の資料に沿って説明させていただきます。その資料1の2ページを御覧いただきたいと思います。2ページでございます。歳入でございます。それから、予算書につきましては、16ページと17ページの歳入の予算書、こちらを参照いただければと思います。はい。資料1のほうで説明させていただきます。

資料1、左側上に国庫支出金とありまして、その中の総務費補助金でございます。右側に細目を書いておりまして、（地方創生推進交付金）、歳入補正額1,731万5,000円増額をお願いするものでございます。これは、関係各課の地方創生推進事業に充当する補助金でございます、企画推進部のほうで取りまとめを行いまして、一括で計上させていただいてるものでございます。右側、内訳で書いておりますけれども、内容としましては、スマート農業技術を活用した取組ですとか、麒麟のまち圏域の魅力アップ、それらの取組に要する費用に充てさせていただいております。これら歳出につきましては、この後、次のページになりますけど、3ページに、政策企画課の鳥取市・麒麟のまち圏域魅力発見支援事業という事業がございまして、その事業に充てさせていただいております。そのほかは、農林水産部のほうの事業になりまして、これにつきましては、所轄の委員会のほうで説明をさせていただくこととしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、その下です。21番諸収入の中の雑入の中の（鳥取世界おもちゃ館委託料返納金）です。補正額は、523万2,000円になります。これは、わらべ館の中の市の関係、市の管理部分、鳥取世界おもちゃ館の令和3年度指定管理料の余剰分を、返納金として繰り入れるものです。後から出てきます歳出の部の鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金の財源となるものであります。

以上、歳入の部、補正額の合計が2,254万7,000円になります。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。秘書課広報室、松本です。では、続いて歳出を説明いたします。説明資料3ページになります。上段の総務費、総務管理費、文書広報費、市政広報費です。予算書は27ページ、事業別概要のほうは25ページになります。補正額です。31万円の増額補正をお願いしております。この内容につきましては、令和4年2月に立ち上げた、職員による動画制作チームの鳥取市役所特命係の活動に必要な備品ですね、具体的には、動画編集用のパソコンですとか、撮影用のカメラ、そのほか動画に使用する音楽の使用料などを含めた経費となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。続きまして、目は7の企画費でございます。細目5地域情報化推進費といたしまして、2,689万1,000円の増額を計上させていただいております。事業別概要は27ページの下段になっております。これは、昨年、半導体不足のため完了できなかったFM鳥取トンネル再送信事業の繰越事業でありますとか、公衆無線LAN環境の整備の充実、それと、施設予約サービスの機能改修などによるもので、市民サービスの充実を図るための経費を計上させていただいております。

具体的な費用の内訳といたしましては、施設予約サービスの機能改修に伴うものが149万6,000円、それと、FM鳥取のトンネル再送信事業に関わりますものが1,992万9,000円、それと、公衆無線LAN整備、環境の充実に伴うものが、546万6,000円となっております。財源といたしまして、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を、2,151万2,000円充当をしております。

ます。以上です。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、同じく、企画費の中の鳥取世界おもちゃ館運営委託費等、(鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金)であります。補正額は、489万2,000円です。これは、指定管理者であります公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が、周年事業、周年記念事業等の実施のために、基金を設置をしています。県と市は、指定管理者との協定に基づきまして、返納される前年度委託料剰余金の一部を、積立金として補助することとしております。その他財源は返納金になります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。同じく、その下の事業になります。企画費の中で、高等教育機関在学生支援事業費というものになります。2つ事業がございますので、続けて説明させていただきます。

初めに、(鳥取市・麒麟のまち圏域魅力発見支援事業費)、予算書は29ページ、事業別概要は24ページの下段です。補正額は660万円をお願いするものです。財源の国・県支出金は、地方創生推進交付金になります。事業別概要にて説明をさせていただきますが、内容説明に入る前に、修正がございます。大変申し訳ございません。事業別概要24ページ下段の一番下の行になります。よろしいでしょうか。積算内容といたしまして、大学50万円掛ける2校となっておりますけれども、大学200万円掛ける2校が正しい内容となりますので、大変恐れ入りますが、修正をお願いいたします。このたびの修正につきましては、他の事業の修正と併せまして、行財政改革課より、後ほど正誤表が配付されることとなっております。以後、このようなことがないように十分チェックしてまいります。改めておわび申し上げます。

そういたしますと、説明に入ります。事業別概要の事業の内容欄の①と②に、各学校の積算を計算して掲載しておりますけれども、この計算式でそのまま計算いたしますと、合計は1,320万円となります。これは、事業費ベースの金額となるものですが、このたびの予算要求しております金額は、その額から学校側の負担率2分の1を差し引いた残りの2分の1の660万円です。この660万円を国と市が折半し、負担するものとして計上しております。

補正内容について、御説明いたします。大学及び専門学校に対する2つの補助事業です。①ですが、学生の麒麟のまち圏域への就職促進のための説明会や、企業の講演会といった活動などに要する経費、外部講師謝礼等への補助として、予算要求ベースで280万円、大学2校で100万円、専門学校6校で180万円を計上するものです。②として、学生が麒麟のまち圏域に住み続けたい、そう思えるような魅力発見のための活動、例えば、校外でのフィールドワークを行った経費等への補助として、予算要求ベースで380万円、大学2校で200万円、専門学校6校で180万円を計上するものでございます。これらのことを実施することで、学生に、鳥取市及び麒麟のまち圏域の企業や観光地、さらには地域の魅力などを積極的に発信することで、魅力を認識していただき、あるいは再認識してもらい、若者の定住につなげていこうとするものでございます。

続きまして、2つ目の事業です。(ふるさと鳥取市・県外学生支援事業費(コロナ克服・新時



代開拓臨時交付金))事業でございます。予算書は29ページ、事業別概要は25ページの上段となります。補正額は950万円をお願いするものです。財源の国・県支出金は国費、交付金ですけれども、760万円となっております。本市では、就職や進学をきっかけに、若者が大都市圏等へ流出しており、市内への若者定着が課題となっております。このため、Uターン支援登録制度に登録している県外の学生に対しまして、本市の農産物や加工品等を詰め合せた、ふるさと宅配便を提供いたしまして、ふるさと鳥取市への愛着を醸成し、ふるさとからも応援されているんだという、そういう気持ちを高めていただくことで、本市への若者のUターンにつなげようとするものでございます。併せまして、本市の農産物加工品等を活用することで、地場産業の活性化を図ることも目的といたします。

事業の内容ですが、5,000円相当の食料品の詰め合わせ1,200人分の購入費に600万円、運送費や諸経費が350万円の合わせて950万円を計上し、対象となります県外の大学・大学院・短期大学・専修学校等に在学している学生へ、1件5,000円相当の食料品を送付するものでございます。また、対象者へ将来の定住移行等のアンケート調査を行い、若者定住促進施策へ生かしていきたいと考えておるところでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。では、補正予算説明資料のほうに基づきまして、戻りまして、御説明のほう続けさせていただきたいと思っております。では、続きまして、目12電算処理費で、細目7情報通信技術利活用促進事業費としまして、195万9,000円の増額を計上させていただいております。事業別概要は28ページの上段になります。これは、リモートとかペーパーレス会議の促進のために、大型モニターやプロジェクター等が未整備の会議室に、環境を整備するための経費を計上するものでございます。具体的な設置場所と台数といたしましては、本庁舎、下水道庁舎、それと保健所、それとあと、全ての総合支所に、合計で大型モニターが18台、それとプロジェクター5台を整備させていただくものです。本事業の財源といたしましても、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金のほうを156万7,000円充当させていただいております。以上です。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。資料1の4ページを御覧ください。最後になりますが、教育費の中の社会教育費の中の文化振興費の中にあります（文化芸術のまちづくり推進事業費）であります。事業別概要は26ページになります。補正額は190万8,000円です。これは、新型コロナウイルスにより打撃を受けました地元の文化芸術の復興・再生に向けまして、本市は、文化芸術の地産地消を掲げまして、地元芸術家に対する支援に取り組んでいます。この一環として、地元芸術家の認知度向上による活用促進を目的に、一昨年秋、鳥取市芸術家バンクを立ち上げました。現在、様々なジャンルの芸術家58組が登録をいただいております。今回は、この取組と次世代教育、担い手育成の取組を組み合わせ、市内の小・中・義務教育学校が、バンクに登録している芸術家に依頼をし、講演やワークショップなどの文化芸術体験プログラムを実施する取組に対して、支援をするものであります。また同じく、小・中・義務教育学校が、演劇を通じて、国内外へ鳥取を発信していただいております、鹿野

の鳥の劇場、ここを訪れまして、演劇鑑賞やワークショップなどの舞台芸術体験プログラムを実施する取組に対して、支援を行おうとするものであります。内訳としては、芸術家に支払う、バンク登録の芸術家に支払います謝金。あるいは、その成果発表に係る委託料。それから、NPO法人鳥の劇場に支払います体験プログラム実施に伴う委託料や、学校から劇場までのバス借り上げ料などとなっております。

続きまして、同じく文化振興費の中の（文化施設のあり方に関する検討事業費）であります。事業別概要は27ページになります。補正額は25万9,000円です。これは、御存じのとおり、市民会館をはじめとする主な文化施設が、開館から40年～50年余りが経過しており、いずれも老朽化への対応が課題となっているところです。平成31年2月に、関係課で構成します、市民会館等文化施設のあり方検討庁内会議、これを設置しまして、文化芸術の振興を図る上で、文化施設、本市の文化施設はどうあるべきかということについて、内部での調査検討を進めてきたところです。今回は、これまでの検討の成果を材料としつつ、外部の方々で構成する検討組織を設置しまして、さらなる調査検討を行い、将来に向けた文化施設の在り方、方向性、これを取りまとめるものです。内訳としては、委員報酬、それから市内文化施設の視察に係るバス借り上げ料などとなっています。

以上、歳出の部、補正額合計5,231万9,000円となります。以上で、全体の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では、説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 すみません。情報政策、山根です。先ほど御説明させていただいた中身に、ちょっと一部間違いがありましたので、訂正のほうをさせていただきたいと思えます。先ほど、情報通信技術利用促進事業費といたしまして、大型モニター等の整備をさせていただくと申し上げましたけれども、その台数がちょっと違っておりましたので、訂正をお願いしたいと思えます。大型モニターの台数18台と申し上げましたが、これ17台の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。

◆吉野恭介委員長 はい。大型モニター17台ということでした。はい。そのほか委員の皆様でありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、それではこれで、議案説明のみで、報告のない部署の方は、御退席をして結構です。

#### 報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。まず、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてであります。執行部より、説明をお願いいたします。はい、松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。秘書課広報室、松本です。それでは、報告事項に入ります。令和3年度の繰越明許費繰越計算書について、企画推進部所管の事業について、順次説明をい

たします。付議案の40ページを御覧ください。まず、総務費の1段目です。市政広報費と、次の段のホームページ運用費になります。どちらも、アフターコロナを見据えた情報提供に係る経費としまして、令和4年1月臨時会の補正予算で計上したもので、国の補正予算に呼応するために、繰越明許費として御承認をいただいたものです。財源に、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用しておりまして、全額を繰越額としております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。続きまして、同じく総務管理費の中の鳥取世界おもちゃ館施設管理費であります。繰越額は322万円です。これに関して、わらべ館は、改めて御説明しますと、県立童謡館と市立鳥取世界おもちゃ館からなる複合施設となっております。施設修繕については、年度ごとの指定管理料における修繕費の範囲内において、指定管理者が対応をしています。ただ、大規模な修繕については、基本的には県市で2分の1ずつを負担するという仕組みで、これまでやってきております。工事は県に委託という形です。昨年度は、外壁タイル改修や展示ケース照明のLED化、それから非常用放送設備更新、からくり時計の部品等の更新というのを実施しております。このうち、展示ケース照明のLED化に関して、当時の世界的な半導体不足の影響を受けまして、必要な部品供給の大幅な遅れに伴い、年度内の完了が困難となったため、県と協議の上、去る2月議会において、承認をいただきまして、事業の一部を本年度に繰越しをさせていただいております。現在の状況としては、本年度当初の予定で実施を予定しております館内照明のLED化、これと併せて進行をしております。今、県から入ってます情報によりますと、5月に機器の仕様が決定をし、秋以降の工事開始に向けて準備を進めているということで聞いておるところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。続きまして、資料一段下になりますが、超高速情報通信基盤整備事業につきまして、9億39万9,000円を繰越しさせていただいております。これは、1月補正予算で事業着手いたしました気高北部のケーブルテレビ光ファイバー化工事の事業費のうち、工事請負に係る所要経費を、繰越しをさせていただいたものでございます。現在の状況ですけれども、本年度継続して、この本事業をやっておりまして、先般5月臨時議会で契約議決いただきまして、現在その事業を進めておるところでございます。

以上で、報告第9号繰越予算明許費繰越計算書の企画推進部所管分の報告のほうを終わらせていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。全て御説明をいただいたということでもあります。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。なしということでもあります。

公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況について、執行部、説明をお願いいたします。はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。資料は2、資料の2を御覧ください。総務企画委員会付議案等説明資料になります。こちらの2ページです、2ページからになります。環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況ということでございます。

まず、在籍状況です。令和4年5月1日現在ということですが、本年の令和4年度生、1年生ですけれども、こちらが、環境学部が158名、経営学部が165名、計323名の入学、在籍がございました。その他の学年と合わせますと、環境学部が632名、これは、昨年の同時期と比べて5名増です。あと、経営学部が639名、これは14名の増。総計では1,271名で、19名増というような状況となっております。

続きまして、大学院の状況です。環境学専攻ということで、定員10名に対しまして、在籍10名、それと経営学専攻、入学定員5名に対しまして、在籍3名ということで、計、入学定員15名に対しまして、13名が在籍しております。これは、昨年度に比べて2名の増というような状況でございます。

続いて、入試実施状況です。表によって説明をさせていただきます。初めに、環境学部でございます。令和4年度の状況ですが、募集人員150名に対しまして、志願者数は498名、うち県内が79名、そのうちの市内、そのうち市内が43名で、志願倍率は3.3倍、入学者数は158名で、うち県内が31名、さらにそのうち市内が18名となっております。経営学部です。同じく募集人員150名に対しまして、765名の志願者がございました。うち県内が147名、さらにそのうち市内が77名、志願倍率は5.1倍、入学者数は165名で、うち県内が42名、さらにそのうち市内が23名となっております。合計でいきますと、令和4年度は、300名の募集人員に対しまして、志願者数1,263名ということで、昨年より81名マイナスとなっております。うち県内226名、これはプラスの25名、さらにそのうちの市内が120名で、こちらはプラスの6名、志願倍率は4.2倍ということで、マイナス0.3ポイントほど減少しております。入学者数です。323名ということで、昨年度より8名の増、うち県内は73名で、昨年より6名の増、さらにそのうち市内が41名で、昨年度よりプラスの10名というような状況になっております。ちなみに、県内の進学率の目標を立てられておられまして、25%というものが目標になっておりますが、今年度の実績は22.6%ということで、若干足りてないというような状況ですが、令和3年度よりは1.3%の増となっておりますというふうに聞いております。

続きまして、就職状況です。こちらも、表によって説明いたします。令和3年度の卒業生255名のうち、就職希望者が217名、うち鳥取県内出身が34名、さらにそのうち鳥取市内出身者が15名ということでございます。内定者は212名、うち鳥取県内企業への内定が35名、さらにそのうち県内出身者が20名。それと米印の1のうち、鳥取市内企業へ21名ということと、そのうち市内出身者は7名というような状況になっております。内定率は97.7%、全国の国公立大学平均が96.1%。これは令和4年の4月1日現在の状況ですけれども、それよりは1.6%ほど上回っておるといような状況でございます。この県内の就職率につきましても、目標を立てておられます。目標が30%ということでございましたが、R3年度の実績は16.5%ということで、目標の半分程度となっております。ちなみにR2年度は、14.3%というような状況でございました。

続いて、その下の細長い四角囲いでございます。県内出身者の県内企業就職率ということで記載がございます。令和3年度は58.8%、令和2年度が54.1%ということで、プラスの4.7%となっております。隣に、市内出身者の市内企業就職率ということで記載がございます。令和2年度は60%、令和3年度は46.6%と、マイナスの13.4%となっております。この下がった原因につきましては考察がしてあります。上のほうに目を向けていただきますと、就職状況の下のポチの2つ目ですね。卒業生アンケート（環境大学実施）等から、ウェブ面接の導入による選択肢が多様化し、多くの県外企業とのコンタクトが容易になったことなど、コロナで変容した就職活動の影響が継続しており、県外就職が依然高い傾向にあるというふうにとまとめられております。

続きまして、一番下ですけれども、市内の就職先ということで、就職先の企業名と内定者出身地を一覧にしておりますので、これは御確認ください。

続きまして、4ページ、5ページとなります。環境学部と経営学部、それぞれの就職の内定先ということで記載がございます。4ページの環境学部におきましては、Dの建設業、あるいはLの学術研究、専門・技術サービス、Oの教育、学習支援業というようなところが多くなっております。

5ページの経営学部におきましては、Eの製造業、Iの卸売業、小売業、Jの金融業、保険業といったところが多くなっております。説明につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしということで、次に行きます。

#### 鳥取県・鳥取市政策連携懇談会について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 3つ目ですね。鳥取県・鳥取市政策連携懇談会について、執行部、説明をお願いいたします。はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。県・市政策連携懇談会の開催結果についてということでございます。冒頭、部長より5月26日に説明もございましたが、県知事・市長をはじめ、県・市の幹部職員によります表題の懇談会が開催されました。資料は、県議会で報告されたものを使用しておるという状況でございます。

開催目的は、政策課題や対応方針等について共通理解を図り、連携して課題解決に取り組むためということでございます。この懇談会におきましては、これまでも市長選挙後、あるいは県知事選挙後に行われ、このたびの市長選挙後ということでございまして行われたものでございます。

議題につきましては、県が最初に範を示される中で、市として、県との共有・連携を図りたい事業等を絞る形で提出をさせていただいたものでございます。議題につきましては、その下に6件掲げてございます。議題の主な発言の内容というところでございます。読み上げさせていただきますが、議題の進め方は、県・市が持ち寄った6つの議題について、各担当部局長が

説明を行った後、知事と市長が意見を交換し合う形で進められました。

まず、新型コロナワクチン感染症対策についてということで、20代以下のワクチン接種率、特に3回目の接種率が高齢者に比べ低い状況でございまして、この年代の接種の促進を図る必要があるというような説明をいただいた後、市長のほうからは、若年層のワクチン接種率が高まらない状況で苦慮していると。効果や副反応の確率など示して受けていただくことで、感染拡大防止を図ることが求められており、県と連携して促進していきたい。これに対しまして、知事のほうは、子供や若者へのワクチン接種について、積極的な干渉や職場丸ごとで受けてもらうなど、戦略的に夏の間一気に進めていくことが必要ということをお答えされました。

続いて、アフターコロナを見据えた経済の再生についてでございます。コロナ禍で、ワーケーションが注目されており、関係人口の増加、地域活性化、経済発展につながるものと考えられる地域経済の好循環につながる交流人口の増加が必要ではないかとの説明を受けまして、市長のほうは、県応援金等とも連携し、事業者へ影響を見極めながら、必要な対策を随時講じていく。鳥取はワーケーションなど新しい働き方にふさわしく、山紫苑やサンドボックスなどの活用で関係人口の増加、企業等につながると期待し、県としっかり連携して進めていきたいと。知事におかれましては、総額104億円の緊急総合対策を議会に提案し、事業者支援を強めるとともに、安心対策エリア版割増クーポン食事券の販売など、コロナと同居した経済の立て直しに協力をお願いする。砂丘は安全なイメージができており、打って出る価値がある。ワーケーションについても、一緒になって取り組んでいきたいとされております。

続いて、青谷かみじち史跡公園オープンに向けた連携についてということでございます。来年の11月オープンに向けて、地域への周知、機運の醸成等々、一緒になって進めていきたいということでの説明がございました。市長におかれましては、価値、価値ある史跡であり、いろいろな活用策を進めることが必要と。地元の小学校の利用なども進めていくということと、費用負担の問題についても実務的な協議をし、検討してもらって取り組んでいきたい。知事におかれましては、山陰道のインターチェンジも近く、交通の利便性も非常によいということで、観光拠点として地域振興の核となる。管理運営について、副市長、副知事で調整を進めていただき、いい形でスタートを切れるよう展開していきたいということでございました。

4番の脱炭素社会に向けた取組についてということでございます。本市では、令和3年度に、第3期の鳥取市環境基本計画を策定しております。2050年の脱炭素社会に向け、2030年の目標と達成に向けた取組を盛り込んでおりますけれども、地域マイクログリッドの構築などについての説明がございました。市長からは、その地域マイクログリッドの構築に向けて取組を推進すると。2050年のゼロカーボンへの道は非常に大変であると。全国の自治体で一緒に取り組んでいかないと功を奏しない。知事におかれましては、地域マイクログリッドは大賛成で、県営発電所の電力については、これまでも提供しておりまして、協力についても検討させていただきたいということでございました。

あと、5番です。DXの推進についてということでございます。DXの効果的な推進を図るためには、県と市町村が共同・連携し、スケールメリットを生かして取り組む必要があるとの説明がありました。市長につきましては、事務の効率化と地域サービス・住民サービスの向上

の両面があり、市の最重要課題の1つ、公共交通の維持確保に関し、県全域でICカード活用に取り組み、共通決済が可能になれば利用促進につながるということでございます。知事におきましては、ICカードの件については、よく相談させていただきたいということでございます。

続きまして、6番の切れ目のない子育て支援環境の整備についてというところでございます。希望する結婚・妊娠・出産をかなえ、子育て支援まで切れ目のない支援ができるよう、県・市で一体となりまして、推進に取り組んでいきたいとの説明がございました。市長のほうからは、母子手帳の電子化を進めるなど、切れ目のない子育て支援をさらに充実・強化を図っていききたいと。ヤングケアラーも大きな問題と。子育てだけでなく、社会的に孤立している方に手を差し伸べられる仕組みを具体的につくっていききたいと。知事におかれましては、母子手帳の電子化は、県の支援策の利用にもつながるよう一緒に進めていききたいということでございました。また、ヤングケアラー支援の仕組みづくりにも御協力いただくとともに、県が新たに立ち上げる家庭支援の研究会において、現場の考えを聴かせていただきたいというようなことでございました。

いずれにいたしましても、今後も、実務レベルでの協議や取組を進めていくことといたしまして、開催が終了したところでございます。結果につきましては以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。また、次回以降でもいいので教えていただきたいのが、私もこの委員会に携わって、もう3年になるんですけども、この（4）ですね、6ページで、マイクログリッドという言葉が今回初めて聞きまして、この所管箇所っていうのが、経済なのか、企画推進なのかっていうところが1つ目。2つ目は、この範囲ですね。3つ目として、いつから取り組んでこられたのかということで、平成23年のスマート・グリッド・タウン構想の中に出てくる言葉だということで、そこのことを市長が言っているのかどうか。4番目、県の企業局とのことを知事が示唆していると思うので、その発電部門ですね、本市内におけるものを、電気系統連携の状況というものが分かれば、それを教えていただきたいです。次回で構いませんので、お願いします。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。すみません。次回、お答えの、答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしく願いいたします。そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。次回で、もし分かれば教えてください。（5）のDXのところ、要は県と市町村が共同で、何かスケールメリットを生かしてっていうようなことから、こういう発言が市長と知事からあったっていう御説明なんですけど、知事が、そのマイナンバーカードについて、市町村と連携して普及推進を図っていききたいと考えておりって言われてるので、具体的に、何かこうやっていくとか、ああやっていくとかっていうことが、もしこの会議

の場では出されてたとしたら、ちょっとそれを次回教えてください。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。DXの点で、マイナンバーのことです。具体的なことについては、この場では特にございませんでした。知事が、国との協議の場とか、そういった場でも、このマイナンバーの取得の向上の話が出たということがあったようで、それぞれの自治体でも、ちょっと取り組んでいってほしいというふうなこと、県も協力するので、そういう大きなといいますか、そういったお話でございましたので、具体的に、鳥取県さんがこういった提案とか、こういった方法があるのでとか、そこまではございませんでした。

◆伊藤幾子副委員長 いいです。分かりました。はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 すみません。ちょっと意見だけですけども、(6)のところでした、母子手帳電子化について、私は画期的でいいのかなと思ったんですけど、市民の中には、本来、お母様・お父様、抱いたお子様を直接目で見るところを、そのスマートフォンと同時に見がちになっている中、それをちょっと促進させてしまうのではないかなというふうなお言葉も頂いております。なので、母子手帳は紙媒体なものを選択できるようなことを望まれてる方もいるのかなというのを実感しておるといところだけ、お伝えしておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。これはもちろん選択ができますので、電子手帳にしたら、過去の経緯とか、そういったものが、ある程度グラフとか、そういったものとか、あるいはデータとして使いやすいというふうなこともあると。それから、常に持ち運んでおられますので、いつでも確認できるとか、そういったこともあって、御希望の方に推奨していくと、進めていくと、そういったこととございます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。(3)の青谷かみじち史跡公園のところについて、費用負担の問題について、実践的な協議とかいうようなことで書いてございます。この辺りのことが、ある程度、具体のものが、これから協議になるんでしょうけれども、実践的になっていうように書いてありますし、基本的な考え方とか具体の考え方とかいうのが、もしあったんだとすれば、その辺り、分かったら、今日じゃなくてもいいんですけども、確認をさせていただきたいなというふうに思いますし。どっちにしても、過度な鳥取市の負担にならないようにということで、以前に申し上げましたし、基本的な考え方は、面積比で云々ということで、教育委員会のほうも姿勢示しておられましたけども、その辺りのところがどうなのかなという、何か動きがあったのかなかったのか、もし情報的なものあれば、また今日じゃなくてもいいんですけども、お聞かせいただけたらと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。青谷かみじち史跡の負担金の件ですけれども、こちら事務的に話が進められておるようです。今回、これ出ましたのは、もうオープンが近づいてきているというか、そういったこともありますので、一緒に協力してやっていく施設ということですので、



この議題に上げさせてもらっておって、その場で具体的にどうしようというふうな話はもちろんございませんで、先ほどおっしゃったように、面積であるとか、こういった案分方法にするのかというのは、事務レベルで調整のほうは進められているというふうに伺っております。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。基本的に、やはり言いましたように、その辺りが納得できるような案分といいますかね、それなりに県の負担、市の負担が、それ相応の納得できる応分の負担になるように、その辺の姿勢だけは崩さないようにお願いしたいなど。これだけは、よろしくお願ひしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。こちらの所管、教育委員会のほうになりますので、担当課のほうには、その旨伝えさせていただきます。また、報告については、そちらの文教経済の委員会なり、こちらのほうであろうかとも思いますので、その旨をまた伝えておきます。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしくお願ひします。そのほかありますか。はい。  
それでは、次に移りたいと思います。

#### 第2期因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンの策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 第2期因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンの策定についての報告を、執行部お願ひします。

◆吉野恭介委員長 はい。戸田次長、簡潔にお願ひします。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。はい。政策企画課、戸田です。そういたしますと、資料は7ページになります。第2期因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンの策定についてということでございます。

1番の策定の趣旨というところで、2段目ですね、2段落目、平成30年度にスタートした第1期の因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンにおきましては、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、この3つの分野で様々な取組を進めております。第1期では、圏域で連携して取組を92事業を定めまして、各市町で取り組んでおるところでございます。その一方で、人口減少や少子高齢化の進行、あるいは新型コロナウイルスの感染拡大、あるいは、大規模な自然災害の頻発などにより、圏域の状況は刻々と変化しております。そのような中、これまで培ってきた連携をさらに進化させ、圏域全体の持続的かつ一体的な発展を目指していく必要があります。第1期ビジョンは、今年度で5年間の周期を迎えることから、これまでの取組の成果や本圏域を取り巻く社会情勢等を踏まえまして、令和5年度を始期とします第2期のビジョンの取り組んでいく事業を、今年度中に策定することとしております。

続いて、大きな2番の（2）です。計画期間、これは令和5年度～令和9年度までの5年間となります。

続いて、（3）策定の流れでございます。第2期ビジョン案につきましては、麒麟のまち創生戦略会議において協議し、適宜、圏域の7つの市・町・議会への説明を行います。また、圏域

内の有識者や住民等で構成しますビジョン懇談会やパブリックコメントにおいて意見を聴取し、圏域住民の意見を反映したビジョンとすることとしております。

次のページをおはぐりください。第2期のビジョンの策定のスケジュールという横長の表でございます。各段落を分けております。1段目が麒麟のまち創生戦略会議、2段目がビジョン策定作業ということで事務局、3段目が各町のプロジェクトチーム、そして、4段目がビジョン懇談会、最後が議会というふうな段落で分けておりますけれども、2段目を御覧ください。ビジョン策定作業（事務局）というところでございます。次期ビジョン素案たたき台作成ということで、9月～10月を目途に作成を進めてまいります。この間、各町のプロジェクトチームでの新規事業や1期事業の継続や見直しを、同時進行で行うこととなります。まとめ上げましたビジョン素案のたたき台につきましては、その上の麒麟のまちの首長会議ですとか、4段目のビジョン懇談会などに諮りまして、ビジョンの素案として確定させ、さらには、議会にも素案の報告ということで、かけていきたいと考えております。12月～1月にかけて出来上がりました素案のパブリックコメント、これは、各市・町で行います。頂きました意見を、さらに盛り込んで手直しをかけまして、最終のビジョン案を作成し、再度、麒麟のまちの首長会議ですとかビジョン懇談会、議会のほうへ諮りまして、ビジョン案の確定を行わせていただくものでございます。来年度4月からの第2期スタートということになります。スケジュールについては、以上でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、令和3年度に国の補助を受け実施しました、麒麟のまち都市圏、麒麟のまち圏域都市機能等調査分析業務の報告書の概要版でございます。この業務は、第2期の連携中枢都市圏ビジョンの策定に向けまして、人口動態や産業構造等の分析の基礎調査などを行ったものでございます。10ページ以降が、その内容となります。

その中の報告書の内容、御紹介いたしますが、量が多いため、主に人口についてとコロナのこともございますので、医療関係のことに絞って御紹介させていただきたいと思っております。

初めに、13ページを御覧ください。圏域の人口についての分析です。圏域全体の総人口は、平成2年の29万4,000人をピークに、令和22年には20万8,000人と、50年間で8万6,000人の減、率にして、平成2年の約71%まで減少すると見込まれております。2行目では、最後のほうになりますけれども、本市以外では、令和22年には、平成2年の半分以下の人口となる見込まれております。このページを含めまして、数字等は調査時点で公表されているものを使用しております。その出どころは、ページ右下に記載しておりますので、御参照ください。

次は、14ページを御覧ください。通勤・通学についてです。1行目では、平成27年の本市への通勤・通学率は、八頭町の57.3%が最も高く、次いで、岩美町49.5%、若桜町38.9%となっております。以下、本市への通勤率・通学率の分けについては、表で御確認をください。

続いて、19ページを御覧ください。医療についてでございます。1行目では、平成30年データで、圏域には一般病院が16、一般診療所が213あり、うち10の病院、164の診療所が、本市の所在となっているところでございます。2行目では、平成30年の人口1,000人当たりの医師数は、本市が2.77人と最も多く、次いで、智頭町の1.54人、岩美町の1.13人となっております。このほか歯科医師数、薬剤師数などの状況は、下の表で御確認をください。

続いて、23 ページまで飛んでいただけますでしょうか。ちなみに21 ページ～29 ページまでは、圏域内の住民へのアンケート結果をまとめたものとなっております。この23 ページでは、利用する医療施設の所在地を聞いております。1 行目では、かかりつけ医の所在地を居住地別に見ると、それぞれの居住地にある割合が最も高く、香美町を除き、その次は本市の割合が高くなっております。3 行目では、高度医療サービスを受ける場合は、香美町を除き、本市の割合が高くなっております。

次の24 ページを御覧ください。お住まいの市町の緊急医療体制に対する不安について聞いております。智頭町を除く市町で、夜間の緊急体制に不安を感じている割合が、最も高くなっております。

続いて、25 ページを御覧ください。今後、圏域で充実すべきと思われる医療の体制・機能を聞いています。全ての市町で、事故・急病に迅速に対応できる体制と、地震・水害・大規模火災などの災害時に、十分な対応が取れる体制の割合が高くなっております。

続けて、28 ページを御覧ください。圏域の地域づくりで重視することを聞いております。ここでは、経済・産業活動の活性化と保健医療の充実が多くなっております。

続けて、29 ページを御覧ください。近隣市町との連携が必要と感じる分野を聞いております。ここでは、医療機能体制の連携が、特に必要となるとの回答が多く、特に、新温泉町が最も高くなっております。

最後に41 ページを御覧ください。年齢3 区分ごとの人口将来推計です。1 行目では、年少人口0 歳～14 歳は、昭和60 年の6 万3,000 人をピークに、令和27 年、50 年後になりますが、これには2 万1,000 人と令和2 年の約68%まで減少の見込みです。2 行目では、生産年齢人口15 歳～64 歳ですが、これは、昭和60 年の19 万人をピークに、令和27 年には9 万5,000 人と、令和2 年の約68%まで減少の見込みでございます。3 行目では、老年人口65 歳以上ですが、これは増加傾向だが、令和7 年頃をピークに、減少に転じると見込まれております。

以上、大分、報告書の中身をちょっとはしよらせていただきました。このほかに、企業へのアンケートや、医療機関や事業所へのヒアリング状況、さらには、委託事業所による分析結果等を考慮した考察などの記載もでございます。第2 期ビジョン策定に当たりまして、今後圏域の自治体や住民の皆様と、さらに議論を重ねるための参考として利用させていただくこととなりますので、また、御確認のほどいただければと存じます。説明につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明ありがとうございました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。説明を細かくしていただくと、多分何時間にもなるので、簡潔にさせていただいて本当にありがとうございます。ちょっと45 ページのバス路線のメッシュ図なんですけども、左が2015 年で、右が2050 年ということで、50 人未満のところがたくさんあるんだということが、ぱっと見分かるんですけども、ちょっと2015 年の時点で、黄色以下だけでありまして、この麒麟のまち圏域では、この赤やオレンジっていうのが、そもそも必要なくて、50 人未満っていうのが最小の単位では、ちょっと分かりにくいのかなと。これが、

2050年問題を迎えるときに、こうなってますって見ても、ほとんど変わってないんじゃないかってなってしまうので、ちょっと分析する材料としては、50人未満のところを、もう少し細かい20人とか30人というようなもので見ないといけないのかなど。なので、そういった記録というか、国勢調査のものがなければしょうがないんですけども、このものを並べても、35年たって、こんなに変わりましたっていうのが、ちょっと分かりにくかったかなというのは感じております。

バス路線っていうのは、公助交通として大事なものになっていくのは、麒麟のまち圏域だと思います。そして、各町村からの通勤・通学の地図もありました。交通結節点が鳥取市なんだというところは、変わらないとは思いますが、その研究材料として、もう少しいろいろな角度から見て、議論していただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。そのほか御意見ありますか。質疑。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。この連携中枢都市圏ビジョンが、第1期で92の事業があって、また第2期、幾つになるか分からないけれども、また検討されるということで報告いただいたんですけどね、今議会の開会日に、全協のときに、国・県要望の中で、その何だ、連携中枢都市圏構想の推進についてということで、その交付金、交付税措置、これの上限が変わったけれども、措置率が引き下げられたとかってね、いうふうに書かれてありましたよね。それで、特に、単独の連携市町村が、全ての費用を負担している事業に係る対象経費に関する措置の除外が行われたっていうふうに、だからもう改善してほしいっていう要望だったんですけど、その1期の中で、そういう事業があるのかなと思ったら、智頭の森林セラピーと、それと、智頭の病院の医師派遣とだったかな。それと、あともう一個、岩美町の、岩美町のおためし住宅、これが今、この令和4年度、そういう状況になってるんですね。国のそのやり方変えたっていうことからいけば、今年度、その岩美町と智頭町には、お金が出ないっていうことになるんですね。ですから、今年度、それに対して、そんなことにならないように、鳥取市のほうが、幾らかの財政負担をして対応していくのか、まずそれ、教えていただきたいのと、あとその2期の、このビジョンをね、つくるに当たって、国がそういうふうに変えてきたことによって、やっぱり連携市町とね、鳥取市とのいろいろ協議する部分が出てくるかと思うんですけど、当然そういうことも踏まえて、いろいろ事業を考えていかれるのかどうか、その2点についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。2点、お尋ねでございました。まず、智頭町さんと岩美町さん、対象にならないということで、実際には対象になってないと思います、ちょっと分析まではしていませんけれども。といいますのが、どちらも1,500万の満額、上限超えていますので、そこが対象にならなくても、1,500万上限額まで充たってますので、直接的な影響は、今年度についてはなかったというふうなことであります。確かに、1.0が0.8になって、多少は影響あるところもあったようですけれども、この件に関しては満額だったということです。

それから、新年度、ああ、次期ですか。次期の分については、もちろんそういったことも踏まえて、連携事業を考えていくことになると思うんですけども、国の財源が充たろうが充た

らまいが、連携して取り組んでいく必要な事業というのは、やはりあると思いますので、そこはちょっと切り分けといたしますか、連携していく事業については、しっかり盛り込んでいきたいというふうに思います。ですから、それを交付税として措置してくださいということを、強く要望していきたいというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。基本、その国からお金があろうがなかろうが、やらなければならないことはやっていくと。だから、予算をつけてくださいというね。それで、じゃあしっかりお願いします。はい。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。

それでは、これで企画推進部を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

#### 【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、市民生活部の審査に入りたいと思います。

まず、鹿田市民生活部長に御挨拶をいただいた後で、人事異動で替わられた方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いをいたします。はい、鹿田市民生活部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長、鹿田哲生でございます。本日の委員会では、議案の説明3件、お願いしたいと思っております。1点目は、議案第89号の令和4年度鳥取市一般会計補正予算でございます。内容といたしましては、移住定住をさらに強化しようということでの広報経費でございますとか、小さな拠点整備、あるいは、地域おこし協力隊などの中山間地域の振興策を取り組もうといったもの、あるいは、毎年この6月補正でお願いしております自治総合センター、コミュニティ支援事業に今年度も採択をいただきましたので、その項目2件ございます。そういったものも予算として掲げておりますし、また、東郷地区、こちらの倉庫と駐車場、これを整備させていただこうということで、以前から協議しておりましたけども、ようやく予算化できましたので、予算計上しております。また、先週10日の開会日に、市長、冒頭で触れました、脱炭素社会実現に向けたロードマップの策定、これに取り組むということを申しましたけども、これに関する経費についてもお願いしたいと思っております。

また、次の議案の第101号でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。これにつきましては、この関係法令、これが改正されましたことによりまして、辺地対策事業債の対象が若干変わったということがございましたので、計画の策定をする必要がございます。計画の策定に当たりましては、議会の議決をいただくということになっておりますので、今回議案として提案させていただきたく思います。

また、3点目の107号でございますけども、専決処分事項の報告と承認ということで、これ

は、令和3年度の一般会計予算でございますが、3月31日で、今年の3月31日付で専決をいたしました。議会の開催のいとまがないということで専決処分させていただいております。これにつきまして、報告と、それと承認いただきたいということでの議案でございます。

以上、3件御説明さしあげますとともに、報告を2件予定させていただいております。報告の第9号では、繰越明許費でございますが、令和3年度で、国の補正予算に対応して、4年度に繰り越して事業を取り組んだものがございます。事業の概要と現在の状況につきまして、御報告申し上げます。

また、報告の第13号では、青谷町の総合支所、こちらのほうで、強風によりまして、屋根の一部が落下というような事故がございまして、駐車中の車両に損害を与えたという事案が発生してございます。これに対しまして、相手方との損害賠償の額の確定、あるいは和解、これが成立いたしましたので、専決をいたしました。これの御報告でございます。

以上、議案が3件、それと報告が2件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、委員長からお話いただきました、今回、今年度の人事異動で異動あった職員、今日3名同席してございますので、それぞれ御紹介申し上げます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○**中原 登気高町総合支所長** 失礼します。気高町総合支所の所長の中原です。この4月に拝命させていただきました。3月まで、教育委員会の生涯学習・スポーツ課のほうで勤務しておりました。支所のほうの勤務は5年ぶりということで、懐かしい部分もあるんですけど、地元が気高ですので、しっかり地域活性化に取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○**森 昌彦福部町総合支所副支所** 失礼します。福部町総合支所副支所長兼地域振興課長の森です。よろしく願いします。

○**山根優子協働推進課参事** 失礼いたします。5月1日付で協働推進課参事兼地区公民館係長を拝命いたしました山根優子です。どうぞよろしく願いいたします。

◆**吉野恭介委員長** はい。以上ですね。はい、ありがとうございました。

#### 議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**吉野恭介委員長** それでは、早速、議案の説明に入ります。議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についてであります。執行部、説明をお願いいたします。

◆**吉野恭介委員長** はい、漆原次長。

○**漆原利明次長兼地域振興課長** はい。地域振興課の漆原でございます。そういたしますと、議案89号令和4年6月補正予算の説明をさせていただきます。令和4年6月補正予算の説明については、お配りしております6月補正予算資料1及び事業別概要で説明させていただきたいと思っております。まず、6月補正予算説明資料の1の2ページをお開きください。併せて、事業別概要は29ページの上段となります。

総合企画費の（戦略的移住定住推進事業費）でございます。これは、移住促進のターゲット

としている子育て世帯・若年層に対して、ふるさと回帰や田舎暮らしのきっかけとなる情報を提供することで、本市へのさらなる移住促進を目的として、事業を戦略的に推進するものでございます。具体的には、本年4月に新たに開設いたしました移住定住のポータルサイト、とっとりコネクトにおいて、地方で活躍されておられるインフルエンサーさん、こういった方に依頼をして、定期的に移住定住のコンテンツを掲載して、情報発信を充実させることにより、鳥取市に移住定住を希望される方への情報発信を拡大していくものでございます。予算額は125万4,000円です。そのうちの財源、国・県支出金100万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金となります。残りの25万1,000円は、一般財源で対応いたします。

続きまして、次の段にございます。（小さな拠点整備事業費）でございます。事業別概要は29ページの下段となります。今回の補正案件につきましては、気高町地域の逢坂地区で実施されようとしている小さな拠点整備事業において、将来的に活動を担っていくリーダーを養成することに対して、人件費の補助等を行い、持続的な運営体制を構築されるように、本市として支援を行っていくものでございます。今年度は、1月～3月に実施いたしました逢坂地区の住民対象のアンケートを基にしながら、小さな拠点の主要事業となるものについて、事業計画を策定するとともに、将来の組織体制づくりを目指すことといたしております。補助事業の対象者としたしましては、逢坂むらづくり協議会が対象になりまして、これに支援を行います。予算額は205万です。事業内訳といたしましては、逢坂地区の担い手1名分の人件費及び事務局の消耗品等でございます。財源としては、国・県支出金として、鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金を予定しておりまして、残りの102万5,000円が一般財源となります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、中原支所長。

○中原 登気高町総合支所長 はい。気高町総合支所、中原です。続きまして、3番目でございます。（地域おこし協力隊事業費）ということで御説明させていただきます。予算書は27ページで、事業別概要は75ページの下段でございます。はい。それでは、資料1のほうを御覧いただきたいと思っております。A4横の分でございます。補正額が188万9,000円でございます。財源内訳としましては、一般財源。右欄のほうに行っていただきまして、この補正予算につきましては、協力隊1名の方を配置する経費ということで計上させていただいております。

続きまして、事業別概要の75ページの下段を御覧いただきたいと思っております。こちらのほうに、地域おこし協力隊事業費ということで記載をしております。この中の事業の経過及び背景というところの2段落目でございます。令和3年度に、浜村地区活性化委員会がまちづくり実施計画を策定しております。これ、4本の柱で取り組むと書いてございます。それにつきまして、地域おこし協力隊のほうで、いろんな活動をしていただくということを考えております。昨年度、令和3年度につきましては、お試しの地域おこし協力隊っていうのを募集しまして、2泊3日で、気高のほうで、10月なんですけど、1名の東京在住の方がツアーに参加いただいております。

次の事業の目的及び効果でございます。この協力隊の方につきましては、温泉の利活用につ

いての検討ですとか、空き家の調査・活用支援ということ、令和4年度以降、協力隊としてお願いするものでございます。

あと、事業の内容ですけど、地域振興のために活動を行うということで、今回の補正としては、この協力隊の方の報酬、家賃、あと、公用車のリースというようなことで、188万9,000円というのを予算計上をさせていただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。鹿野町総合支所、岡本でございます。資料1、先ほどの気高町総合支所のその下の段でございます。同じく、総務費、総務管理費、企画費、新市域特別振興費、（地域おこし協力隊事業費）で、18万8,000円計上しております。補正予算書は27ページ、事業別概要は76ページでございます。鹿野町では、空き家対策に以前から取り組んでおりまして、移住希望者からの問合せもコンスタントに頂戴している状況がございます。しかしながら、空き家が増加しているにもかかわらず、所有者と連絡が取れなかったり、御理解をいただくことに時間がかかったり等、転入希望者のニーズに答えられていない状況がございます。また、これとは別なんですけれども、山間部の河内地区では、耕作放棄地対策として、地域住民がイチジクですとか、柿、栗などを植えて、果樹を利用した商品化に取り組んでいますが、高齢化が特に進んでいる地域でございます。後継者の育成ですとか、商品開発・販売ネットワークの構築が不十分だという声が上がっております。これら2つの課題解決に、地域おこし協力隊に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。このたび、お試しの地域おこし協力隊制度を活用いたしまして募集し、地域とのマッチングを図っていただきたいと思いますと考えているものです。そのための予算を18万8,000円計上させていただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、北村課長。

○北村貴子協働推進課長 協働推進課、北村でございます。予算書29ページ、事業別概要書30ページ上段、同じく、総務管理費、諸費、地域振興費の（地域コミュニティ支援事業費）、補正額250万円について御説明いたします。これは、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業の採択を受けましたので、活動団体への助成に係る経費を、補助金として250万円を計上するものでございます。補助を受ける団体は、明治地区区長会でございます。事業内容は、コミュニティ活動備品として、アルミステージ等を購入され、夏祭り、運動会、文化・農業祭等で活用し、地域住民や他地区の住民との交流を促進し、地域活性化を図りたいということでございます。財源は、その他財源で、雑入として、全て自治総合センターによるコミュニティ助成事業助成金でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 平戸支所長。

○平戸伊寿美福部町総合支所長 はい。福部町総合支所、平戸でございます。私のほうからは、資料2ページ、先ほどの事業の説明のあった下にあります、福部町地域振興課所管の（地域コミュニティ支援事業費）でございます。予算書は29ページ、事業別概要75ページの上段となっております。資料のほうでいきますと、予算要求額が220万でございます。その他財源220万は、コミュニティ助成事業助成金が充当されております。先ほどの事業と同様に、コミュニティ助成事業に、福部町の浜湯山自治会の事業が採択されたものでございまして、活動団体へ



の助成に係る費用を、補助金として220万を計上するものでございます。事業内容といたしましては、公園遊具の整備でございまして、2連ブランコ1基、滑り台1基、ショートルダーって言って、水平のうんてい1基、3連低い鉄棒が1基、あとはベンチが1基、それと、案内木製柱が1基という内容を整備するものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。市民生活部環境局長の国森でございます。資料のほう、次の3ページです。補正予算書37ページ、事業別概要の31ページ上段となります。衛生費、保健衛生費、環境衛生費、環境基本計画推進費でございます。補正額は858万円で、全て一般財源となっております。内容としましては、本市は、2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロとする脱炭素社会の実現を目指しておりまして、そのロードマップを作成するための地域における再生可能エネルギーのポテンシャル等の調査と、有効活用するための具体的な取組の内容や、最適なエネルギー転換のスキームなど、支援について、専門的な知識を有する事業者へ委託する経費でございます。

委託業務の内容としましては、温室効果ガス排出量及び再生可能エネルギーに関する現状分析、温室効果ガス排出量の将来推計、再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量の調査、将来ビジョンや脱炭素シナリオの作成、具体的施策の検討、会議等に必要な資料の作成、庁内プロジェクト会議での指導・助言としております。推進体制としましては、産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門など、6つの事業推進プロジェクトチームを構成しまして、当課と実務担当課、支援業者で、事業化に向けた検討・調整を行い、速やかに効果の高い取組の検討を行っていきたくて考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。資料は同じく3ページ、最後の段でございます。予算書49ページ、事業別概要書30ページ下段でございます。教育費、社会教育費、公民館費、地区公民館施設管理費について御説明いたします。補正額269万3,000円でございます。これは、東郷地区公民館に隣接いたします旧東郷児童館の敷地約1,270平方メートルに、地区公民館の倉庫を新設いたします。及び、駐車場の整備をするに当たりまして、倉庫と駐車場整備の設計に係る経費を計上しているものでございます。

東郷地区公民館は、東郷保育園との複合施設でございまして、館内の収納スペースが不足しておりますとともに、駐車場も狭いため、旧東郷児童館の敷地に整備するものでございます。整備に当たりましては、旧東郷児童館の建物、延べ床面積198平方メートルが残っておりますので、今年度と来年度の2か年の計画としております。今年度は、まず、駐車場整備、倉庫新設の設計を行います。そして、倉庫新設の積算を早めに行いまして、今年度中の新設を目指しまして、9月補正で、倉庫の新設費用を計上する予定としております。この倉庫を今年度中に新設する理由といたしましては、旧児童館には、公民館ですとか、保育園、地域などの荷物がかなり入っておりまして、建物の除却前に、その倉庫を建設して、移動させる必要があるためでございます。旧東郷児童館の解体設計業務は、6月補正予算で、こども家庭課が計上しております。来年度は、旧東郷児童館の解体、駐車場の整備工事を行う予定としております。財源で

すが、補正予算額 269 万 3,000 円のうち、200 万円が一般単独事業債でございます。69 万 3,000 円が一般財源でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。すみません、ちょっと聞き漏らしがありまして、事業別概要書 31 ページです。国森局長に、プロジェクトチームで、6つの部門について、もう一度。ゆっくりお願いできますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。お答えします。6つの部門別プロジェクトですけれども、先ほど申しました産業部門プロジェクトチームと、業務部門プロジェクトチーム、家庭部門プロジェクトチーム、運輸部門プロジェクトチーム、エネルギー転換プロジェクトチームと、非CO<sub>2</sub>部門プロジェクトチームの6つとなっております。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということ。

#### 議案第 101 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第 101 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。執行部、御説明をお願いします。はい、漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 はい。地域振興課の漆原でございます。それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明させていただきます。説明資料は、付議案の 23、24 ページ、並びに総務企画委員会付議案等説明資料の 2 ページ、3 ページとなります。

辺地対策事業債の取扱いの変更に伴い、新たに辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定を行うものでございます。辺地債は、辺地とその他の地域との間における、住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として行われる、公共施設の整備や情報通信基盤整備等に対して充当できる財源として、大変有効なものでございます。このたび、付議案等説明資料 2 ページにもございますように、規則等の改正に伴い、辺地債を活用して、市町村が事業主体となって事業を実施する場合には、原則として、次に掲げるもののうち、同計画策定時から 10 年以内、または、最初の計画変更時から 5 年以内のいずれかの長い期間に実施する事業に限るものであることとした取扱いが変更となりました。

これまでは、辺地に係る公共的施設の整備計画については、3 ページの左のほうにございますように、公共的施設の整備計画、例えば、平成 24 年～令和 4 年度までの 11 年間となった、なっていたものも、これも辺地債の適用になっておりましたけれども、10 年を超える計画であったものも辺地債の対象となっておりますけれども、今後は、通知にございますように、10 年を超える整備計画については、辺地債の適用を受けることができないようになるおそれがあるため、新たに高路辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することとなりました。

今回の計画においては、辺地の人口132人、辺地の中心の位置が、高路の409番地、それから、辺地度点数105点、公共的施設の整備計画が令和4年度から5年度へ、事業内容も、林道高路岩坪線、農業集落排水施設に変更となります。

一般財源のうち、辺地対策事業債に充てる予定額としては、合計で1億390万を予定しております。以上で資料の説明となります。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

#### 議案第107号専決処分事項報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第107号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説明をお願いいたします。漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 地域振興課の漆原でございます。議案107号に関しては、令和3年度鳥取市一般会計補正予算の専決処分報告となりますので、令和3年度一般会計特別会計補正予算書を御覧ください。

そういたしますと、説明資料は、令和3年度一般会計特別会計補正予算書の歳入項目の20、21ページをお開きください。歳出は、その次のページの22ページ、23ページに対応をいたします。16款の県支出金、総務費交付金、7の市町村創生交付金でございます。これは、令和3年度の鳥取県市町村創生交付金の額の確定に伴い、専決補正を行ったものでございます。鳥取県市町村創生交付金の調整交付額の内示が3月下旬となりまして、2月議会に間に合わなかったことにより、専決処分をさせていただきました。

市町村創生交付金のこの充当を行う事業につきましては、次のページの企画費の項目になります。市町村創生交付金の充当分につきましては、企画費の人材誘致・定住促進対策事業費の一般財源のうちのお試し定住体験事業に150万、それから、鳥取市移住・交流情報ガーデン事業に97万3,000円を充当することとなり、合計で247万3,000円の充当と、充当になって、財源更正をいたすものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、報告事項に入ります。

#### 報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第9号繰越明許費繰越計算書について、執行部、説明をお願いいたします。はい、西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課の西垣です。では、改めまして、報告第9号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。資料は、定例会付議案の40ページ、41ページをお開きく

ださい。40ページ下段になります。3、戸籍住民基本台帳費の、初めに、住民登録関係事務費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。金額は1,177万円で、令和3年2月補正で計上させていただいたものでございます。全額、令和4年度に繰り越しましたので、御報告いたします。

こちらは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用した事業で、財源内訳は、国費が693万円、一般財源484万円でございます。事業の概要としましては、引っ越し時に、マイナンバーカードを使用した転入・転出ワンストップサービスを行うためのシステム改修経費でございます。委託事業者と業務委託契約は締結していますが、全国の自治体間で情報の送受信を行う必要があるため、システム改修には時間を要する見込みです。来年の引っ越しの繁忙期にはシステムが稼働できるよう、準備を進めてまいります。

また、もう一つの住民登録関係事務費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。金額は1,259万円で、令和3年1月臨時補正で計上させていただいたものでございます。こちらも、全額、令和4年度に繰り越しましたので、御報告いたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、財源内訳は、国費が629万5,000円、一般財源629万5,000円でございます。事業の概要としましては、紙媒体で管理しています住居表示実施区域の図面を電子データで管理することとし、現在運用中のGIS、統合型地理情報システムに機能追加する経費でございます。現在、こちらも委託事業者と業務委託契約を締結し、図面の電子データ化を進め、11月頃の運用開始を目指し、準備を進めている状況でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。同じく、繰越明許費の繰越しの2件について御報告いたします。資料は、付議案50ページ、51ページを、中段を御覧ください。地区公民館感染症対策事業と、地区公民館DXデジタルトランスフォーメーション推進事業の2件となりまして、いずれも、令和4年1月臨時議会で計上させていただいたものでございます。

まず、教育費、社会教育費の5番目、地区公民館感染症対策事業でございます。464万2,000円の全額を繰越しをいたしました。これは、地区公民館の感染防止対策のための消毒液や消耗品等の購入経費でございます。各地区公民館に200、2万5,000円を基本といたしまして、併せまして、令和元年度の公民館の利用者数を踏まえ、傾斜配分をした額をプラスして、公民館に配分しております。各公民館で必要なものを購入しております。手指等のアルコールにつきましては、協働推進課で一括購入するよう、準備を進めております。

続きまして、地区公民館DXデジタルトランスフォーメーション推進事業でございます。2,687万7,000円の全額を繰越しをいたしております。これは、地区公民館のデジタル化に係る経費でございます。具体的な取組といたしまして、施設利用者のための施設内の公衆無線LAN環境等の延長と、地区公民館への本市の事務システム環境の整備を行うものでございます。国庫1,343万8,000円と、一般財源が1,343万9,000円でございます。実施、事業実施につきまして、実施状況につきましては、公衆無線LAN等のLAN配線工事につきましては、9月

完了をめどに順次行っているところです。また、事務システムの導入につきましては、9月までに利用環境を整備いたしまして、その後、公民館職員の操作研修を行いまして、試験運用を経て、令和5年度に本格運用予定でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。報告第9号。はい。説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

#### 報告第13号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第13号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いいたします。はい、田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。報告第13号ということで、損害賠償額及び和解について、専決処分事項の報告をさせていただきます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同上第2項の規定により、報告をするものでございます。お手元の令和4年6月市議会定例会付議案の71ページと72ページを御覧いただきたいと思えます。また、詳細につきましては、A4の横長の資料でございます。令和4年6月市議会定例会総務企画委員会付議案等説明資料の4ページを御覧いただきたいと思えます。

経過でございますけれども、これは、令和4年3月26日の強風によりまして、青谷町総合支所、屋根の一部が強風で落下いたしまして、この中央の写真にありますように、敷地内に駐車しておりました市内在住の方の車両のボンネット周辺部を損傷させたものでございます。相手の方は車両から離れておられまして、けが等はありませんでした。車両につきましては、業者により、ゴールデンウィーク明けに修繕をもう終えております。

次に、損害賠償の額といたしましては、車両修繕費といたしまして、9万4,108円でございます。

和解の内容といたしましては、鳥取市側の過失割合を10割といたしまして、相手方に対して9万4,108円を支払うこととなっております。

なお、この車両修繕費につきましては、全国市有物件災害共済会から相手方に直接支払いされることとなっております。補正予算等は発生いたしません。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと写真を見る限り、トタンの部品、屋根の部品だと思うんですけども、この飛んだ状態のものっていうのは、その同じ形態の、どっかにその一部が飛んだのか、同じ状態のものが幾つかある中の、その一部が飛んだのか、その状態のものは、もうこれだけしかなくって、これを修繕すればいいのか。例えば、同じことがまた発生するような危険性があるのかなのか、その辺り、もしあるんだしたら、そこについても、もう一度確認を取って、何らかの修繕が必要だと思ったりするんですけども、その辺りはどうだったでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。このときに、この資料の写真右側にあります、この屋根の破片でございますけども、これがどうも5枚ぐらいは敷地内に飛んでおったようでございます。この屋根の、総合支所の、本庁舎の屋根の破片でございますけども、これにつきましても、もうその後、すぐ修繕にかかっておりまして、もう既に修繕を済ませておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。修繕されたというのは、元の取付け方法で修繕をされたんだろうと思いますが、大丈夫ですかね。

◆吉野恭介委員長 田中支所長、再発防止のことをお答えください。田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。はい。このたび、その修繕を行うに当たって、きちんとこういった破片が飛ばないように、固定をきちんと、業者にも指示をして行ったところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、それでは、これで市民生活部を終了いたします。ありがとうございました。委員の皆様、1件、高橋企画推進部長から訂正の説明がありますので、お聞きください。はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。先ほど、伊藤議員のお答えをさせていただいた分で、若干正確ではありませんでしたので、少し説明をさせていただきます。智頭町の2つの事業について、影響がないということは変わらないんですけども、1つ、セラピーのほうは、これは過疎債が充たっている関係で、そもそも対象になってないと、この交付税の対象になってないということです。それから、病院のお医者さんの派遣、これは予算的には智頭町さんだけの分なんですけれども、鳥取市とのこう行き来ということで、連携してやってるということで、これは認められております。はい。ですので、交付税の対象となっているということです。単独のもので、それが交付税の対象にならないということではなくて、これは対象になっているということです。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 その病院の医師の件なんですけど、行き来をしてるっていうのは、鳥取市のほうから派遣をしてるからっていうことで理解をしたらいいんですか。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。すみません。行き来というか、智頭町さんだけでやっている事業ではなくて、鳥取市との連携といいますか、鳥取市と医師の派遣といいますか、ですので、単独の町では成り立たない話なので、連携してやっているということは、そこで認められるということです。予算が一方しか上がってない事業でも、これは対象に、単独ということではないですという、はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私の理解が、じゃあ間違ってるのかも分からないですけど、国のほうが、連携事業っていうのは、中心市も負担をして、連携市町もお金を出してる、みんながお金を出してやってる事業と、中心市だけがお金を出して、でも、みんなで連携してるっていう事業もある。あと、中心市は出さないんだけど、連携市町だけがお金を出して、連携してやってる事業がある。この3種類あるって思ってるんですね。今度から、まあ、今年からか、国は中心市だけが出してる分はいいんだけど、中心市は出さずに、連携市町だけお金を出してる分は見ませんよっていうふうに言ってるから、智頭のそれはね、鳥取市はお金出してないんですね。智頭町が540万だか毎年出してるので、影響があるのかなと思ったんですけど。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。その点について、国のほうは、単独というか、ではなくて、鳥取市と一緒にやってるものなので、連携の事業として認めますという判断です。ですので、今回の本当に単独でやっている事業、単独でやってるといえるのは、あくまでも予算が1つのところについていて、他の町との連携をしていない事業という、そういったものも連携事業として上げている圏域があると、そういうことだろうと思います。ですから、そういったものについては、連携事業じゃないので対象としませんよというのが、今回の国の考え方だと思いますけれども、仮に、片方が予算上がってなくても、一緒になってやっているというふうな事業、やっぱりありますので、それは対象として認めますというお答えを頂いております。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 っていうことは、資料、書類上のお金があるなしだけじゃなくて、要は、お金出してなくても、中心市とかとちゃんと連携を取った事業ですよということであれば、連携市町だけが費用負担をしてても、それは大丈夫ですよっていう、そういうこと。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。この事業に関しては、そういった判断をされたということです。ほかの事業に対してどうなのかということとはちょっと、ちょっとそれは分からないんですけども。ですから、このお医者さんの分については、そういった派遣。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。そのドクター、医者についてのことは大丈夫だと、それだけ大丈夫だということで、私も理解しました。ほかのことは分からないということですね。はい、はい、ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。ありがとうございます。それと、もう一点でございます。智頭町さんは、1.0が0.8になったということの、そちらの影響は受けておられます。それが、先ほどの、最初の答弁で、0.8になったことで影響になったともありますと、少し述べさせていただきましたが、0.8になった影響というのは受けておられます。はい。以上でございます。どうも大変失礼いたしました。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、続きまして、選挙管理委員会、出納室、市議会の部に入ります。

まず初めに、馬場局長、中村管理者、保木本局長に御挨拶いただいた後で、人事異動で替わられた方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いをしたいと思います。順次お願いいたします。はい、馬場局長。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 自己紹介は後になりますけども、選管のほうは、議案の94号と95号の2つの議案について、今日はお願ひするものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。本日は、出納室所管の繰越明許費のほうで確定しましたので、その報告と、併せて、去年ですね、報告いたしましたものの経過ということで、歳入歳出外現金の不明金の一部判明ということで、この報告をさせていただきます。以上、2点の報告のみでございます。よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 はい。保木本局長。

○保木本英明市議会事務局 はい。改めまして、市議会事務局の保木本です。よろしく申し上げます。このたび、市議会事務局で提案させていただいておりますのは、付託されております、議案第89号鳥取市一般会計補正予算の市議会の関係のところを説明をさせていただきます。これは、9月定例会からの本格的な導入を目指しております、議会中継への手話通訳の配置と字幕の表示につきまして、必要な経費をお願いをしているものでございます。説明につきましては、植田局長よりさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。自己紹介、お願いします。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい。改めまして、この4月から選挙管理委員会の事務局長を拝命いたしました馬場と申します。よろしく申し上げます。

○保木本英明市議会事務局 では、改めまして、市議会事務局局長ということで、4月より拝命を受けました保木本と申します。よろしく申し上げます。

○田淵康修選挙管理委員会事務局次長 はい。選挙管理委員会事務局次長を拝命しました田淵と申します。よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 お願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。

議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案の説明に入ります。議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部、説明をお願いいたします。はい、植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。市議会事務局、植田でございます。そういたしますと、資料のほうは、令和4年6月定例会総務企画委員会補正予算説明資料、6月補正、市議会事務局



の分、それから、予算書につきましては26ページ、27ページ、事業別概要書につきましては、74ページ、議会中継・放映費の部分になります。はい。補正予算額は633万7,000円ということで上げさせていただいております。

こちらの事業内容としましては、先ほど局長のほうから御説明がございました、聴覚障がい者さん向けの情報保障ということで、議会中継・配信のほうに、手話・字幕、それから傍聴席のほうに字幕をつけるというものでございます。コミュニケーション手段、聴覚障がい者さんのほうが、手話・文字に分かれているということで、ケーブルテレビへの手話通訳表示、インターネット配信への字幕表示、それから、傍聴席へのモニター字幕表示、3つの取組を同時に行いまして、情報格差を生じないようにするというものでございます。それぞれケーブルテレビへの手話通訳表示につきましては、手話通訳者さんの派遣、これが年間で30日間、77人の想定をしておりますけれども、それと撮影一式で249万8,000円、それから、インターネットへの字幕表示ということで、これは、主に字幕の変換機器と、それから、ソフトウェアのライセンスということで292万6,000円、傍聴席へのモニター字幕表示ということで、これもソフトウェアのライセンス料が主なものになりますけれども、91万3,000円ということで、それぞれ上げさせていただいております。はい。初期経費としまして、機器のほうに、インターネット字幕表示の機器のほうに242万かかります。2年、来年度以降につきましては、その分がなくなって、おおよそ330万程度のランニングコストでの実施ができるものと考えております。説明のほう、以上になります。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、次に移ります。

#### 議案第94号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第94号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。はい、馬場局長。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい。選管事務局長の馬場でございます。それでは、付議案の5ページでございます。議案第94号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

中身としましては、第5条第2号、ア中、1万5,800円を1万6,100円に改め、同号イ中、7,560円を7,700円に改める。第7条第2項及び第9条中、7円51銭を7円73銭に改める。第10条第2項中、525円6銭を541円31銭に、15万5,250円を15万8,125円に改めると。この条例は、公布の日から施行します。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じて、市議会議員及び市長の選挙運動に係る市費負担限度額の引上げを行うものであります。

資料といたしまして、別添つけておりますけども、94号ということで、改正の目的、改正の内容ということで、貸借対照表じゃないですけども、比較をしております。

（1）で、自動車分が、改正前が1万5,800円が、改正後に1万6,100円と、燃料分が7,560円が7,700円ということがございます。（2）選挙運動用ビラということで、ビラが、改正前が7円51銭が、改正後には7円73銭になると。掲示用ポスターにつきましては、印刷費の改正前が、525円6銭が541円31銭に、企画費が15万5,250円が15万8,125円になるということがございます。

参考までに計算しておりますけども、改正前ですと63万6,285円だったものが、65万2,300円に、1万6,015円上がるということがございます。

なお、この（2）の選挙運動用ビラにつきましては、このたびの市議会議員の選挙から初めて適用になるものがございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

#### 議案第95号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第95号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。馬場局長。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい。選管事務局長、馬場でございます。続きまして、付議案の7ページでございます。議案第95号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正についてでございます。

中身といたしましては、第6条中「、郵送により」を削り、同条に次の1項を加えると。第2項、「委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるように努めなければならない。」と。

この条例は、公布の日から施行するということですし、提案理由といたしましては、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときの配布方法を規定するとともに、所要の整備を行うものであります。

資料として添付しておりますけども、資料の5ページでございます。新旧対照表でございますけども、今までは6条に1項しかなかったものを、1項と2項にするということで、郵送を削ってするものです。

一応、国の選挙、参議院選挙、衆議院選挙におきましては、国のほうで、公職選挙法で、第

170条で、この第1項と第2項で同じように定めているんですけども、県につきましても、同じように、第1項と第2項、2つの項で定めておりますけども、鳥取市におきましては、この第1項で、郵送によりという限定的な条例で、全国的にも、多分珍しいと思いますけども、このたび、災害だけではなく、いろんなことがあったときに、あらゆる方法で配れるようにするというところでございます。

それで、郵便局が、この時代、働き方改革ということでございまして、これまでが、日曜日に、皆さんから選挙公報の印刷、原稿をもらって、何とか印刷して、月曜日に、郵便局に、夜ぐらい、夜になるんですけど、持って行って、火曜日から、火・水・木・金と、この4日間で配ってたんですけども、働き方改革ということで、月曜日に持って行って、火曜日にはもう配らないと、仕方だけしますと。水・木・金で、土・日が休みですので、月曜日になりますと。ですから、水・木・金の月曜日、4日間かかるんで、月曜日になりますという申出があったものですから、次の市議会議員の選挙からは、郵便局のほうではどうしても配れないと。お願いはしているんですけども、選挙だけを特別扱いはしませんというような説明でしたので、今度からどうしようかなということ、今思案しているところですけども、取りあえず、条例のほうは、郵便でという縛りがあるものですから、これを変えようということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、次に参ります。

#### 報告第9号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告事項に移ります。まず、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてであります。執行部、説明をお願いします。はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。報告第9号繰越明許費繰越計算書についてということで、付議案の40ページ～41ページということで、総務費、4段目の出納室所管に係る繰越額の確定に伴う報告でございます。

中身は、キャッシュレス決済等事業ということで、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用しまして、コロナ対策、市民の利便性の向上、さらには、行政サービスのデジタル化の推進の観点から、市民課、市民税課を中心に、市役所窓口において、キャッシュレス決済端末を導入し、各種証明交付手数料等のキャッシュレス、非接触での収納を行うということにしております。

令和3年度1月臨時補正で148万9,000円の補正を行いまして、国の補正予算に呼応するため、全費用繰越ししまして、4年度に事業実施することとしております。

現在、関係部署との打合せ等を通じた準備を行っているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に移ります。

**歳入歳出外現金の不明金の一部判明について（説明・質疑）**

◆吉野恭介委員長 歳入歳出外現金の不明金の一部判明について、執行部、説明をお願いします。  
中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。資料のほうを準備しておりますので、まずは資料を御確認していただきたいと思います。歳入歳出外現金の不明金の一部判明についてということで、これは、昨年度、当委員会で報告しました不明金として取り扱うこととしました歳入歳出外現金、いわゆる歳計外現金と言っておりますが、これらの一部が判明しましたので、報告をいたします。

現在の財務会計システムを導入した平成22年度以前から、歳計外現金として受け入れておりました契約、検査契約課分、これは契約保証金として964万8,253円、収納推進課分、これは差押金の残金ですね、138万200円、それから財産経営課分、不明金300円について詳細が不明であり、調査を行っても内容が判明しないまま時効年限が到来したため、一旦一般会計に収納することとして、昨年度の6月市議会で経緯と取扱方針について報告し、9月補正予算で歳入予算化、10月には、一般会計として歳計外の適切な管理を行うために、一般会計に雑入として1,102万8,753円を収納しました。

判明の経緯としまして、今年度の5月24日に、財産経営課で平成17年に締結した賃貸借契約ですね、契約書を確認したところ、契約保証金として810万円、歳計外現金として受け入れた記録がありましたが、現在、財務会計システム上で、この契約保証金を確認することができなかったということが分かりまして、5月25日に財産経営課と出納室で確認し、歳計外現金の不明金のうち、検査契約課所管のものと思われる契約保証金964万8,253円の一部が、この契約保証金であることが判明したものです。

これにつきましては、判明分との差額154万8,253円についても、この件と同様の事例がないか、財産経営課が管理する公有財産の貸付台帳に基づいて、契約保証金の有無なども調査しましたが、これ以外のものについては、特に該当するものはありませんでした。ですので、810万円のみが判明したということでもあります。

今回の対応なんですけど、令和3年度のことということで、一般会計に受け入れた検査契約分964万8,253円のうち、810万円について、判明したのが3年度の出納整理期間であったため、財産経営課扱い分の契約保証金として、歳計外現金に令和3年度処理として戻す会計処理を行っております。

今後の対応ですけれども、今後、このたびと同じような財務会計システムで管理されていない保証金等、こういったものが判明した場合には、担当課で歳出予算を計上して、歳計外現金に受け入れるというような措置を取っていききたいというふうに思っておりますので、以上です。報告は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様で、質疑、御意見はありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。一部判明してよかったなあというか、もう少し早ければ、一般会計に雑入として、すぐくもやもやしなから承認することもなかったなとは思いますが、この平成17年に締結した契約書の方は時効が来てるので、もう放棄したので返却する必要がないということで理解していいんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。時効といいますのは、例えば工事保証金で、一旦もう既に戻さなければいけないことが判明しているのに、それがまだ戻さずにいるということで、そういった場合には、10年間の時効をもちまして、もうお返しすることはできないというようなことなのです。

このたびのものにつきましては、契約はまだ続いておりますので、810万円というのは、ずっとこの契約が終わるまで残しておかなければいけないものなんで、このたびの措置といたしましては、810万円が、元のところの歳計外現金に戻させてもらうというような形にしてもらいます。はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。ありがとうございます。もう少し詳しく、どういった契約内容かお聞きできるのであれば、その分、どんな、何の契約かというのを教えていただけないでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。これにつきましては、財産経営課の契約なんで、財産経営課のほうから御報告してもらいます。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、どうぞ。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。こちらにつきましては、平成17年に駅南庁舎のスポーツ施設を賃貸借契約結んでおります。そのときの契約保証金が810万円だったということで、現在も施設、その施設を使っておりますので、契約保証金としては残しておかないといけないということで、正しいところに戻したということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。御説明いただきました。ますます、また納得がいけないのが、調べたけれど分からなかったものが、結構目の前にあるものだったのかなというところなんですけども、今後は、こういうことはもう起きないというふうな帳簿上の管理ができるようになったということで、納得して、過去には戻らず、今後気をつけて扱っていただいて、なおかつ、この残りのものについても判明することがあれば、その都度、議会を待たず、文書でもいいので、小まめに教えていただけたらなと思うところでもあります。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村管理者、できれば、今後のこと、再発的なものの防止みたいなことに関連してもお答えください。はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。今のシステムでは、もう現在、もうひも

づけがしてありますので、ある程度、もう契約保証金なり、それから、収納課の差押金の残金なども全部分かることになっておりますが、やはり、過去、かなり17年という、合併後すぐとか、そういったものの全システムなので、現在のところ、その各担当課が遡って全部調べたというようなことは、なかなかちょっとやりづらかって、このたび、たまたまその確認作業をする際に見つかったということで、全くないとは思われないんですけども、基本的には、もう既に確認、今のこういう例のものも確認しましたし、その当ても、昨年のおきにも、調査した後でこういった歳計外不明金というものを outsourcing させていただきましたんで、基本的には、もうないのではないかなというふうには思っております。はい。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 いいですか。はい。なしということで、それでは、植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 すみません。はい。市議会事務局、植田です。1件、資料の数字のほうにちょっと誤りがありましたので、訂正のほうをさせていただきます。先ほどの市議会事務局の補正予算説明資料、6月補正のA4の横書きの分でございます。補正後の額の部分でございます。運営経費1,508万5,000円になるのですが、それをそのまま上のほうに押し上げをしております、議会費、款・項・目の分も全て15,085の数字にしてしまっております。正しくは4億5,926万2,000円、459,262が、上から款・項・目、それぞれ3つ入るという格好になります。申し訳ありませんでした。おわびして訂正いたします。

◆吉野恭介委員長 459,262ですね。

○植田光一市議会事務局次長 459,262です。はい、すみません。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。訂正をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、選挙管理委員会、出納室、市議会を終わります。ありがとうございました。

## 【その他】

### 総務企画委員会視察について（説明・質疑・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、その他ということで、総務企画委員会の視察についてであります。

6月7日の代表者会議におきまして、議会運営委員会及び常任委員会の視察について協議した結果、令和4年度の視察については慎重に判断することとし、各委員会に諮るということになっております。総務企画委員会としての令和4年度の視察を見合わせることにしたいと思いますが、御意見がありますでしょうか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。視察見合わせのことについては、反対はしません。ただ、今日説明受けた中で、鳥取・但馬麒麟のまち圏域のこともありました。オンラインでもオフラインでも、その近隣町村の議員さんと研修といいますか、所管の委員同士みたいなもので、意見を聴く機会がもしあったらなど。市長部局は関係町村と話をするけど、議会はそれぞれが出来上がったものを承認してというのは、ちょっと寂しいのかなど。議会同士の交流でもって、視

察ではないですけれども、視察に代わる何か研修をするような機会が、今後のスケジュールのどこかで取ってもいいのかなと思いました。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。大変ありがとうございます。そのほか御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。では、決りませんですけど、挙手をお願いしましょうかね。常任委員会、総務企画委員会の視察について、今年度は見合わせるということに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。全員ということで、ありがとうございます。本年度は見合わせるということにします。加嶋委員からも御提案がありましたので、少し考えたいなと思います。

はい。以上で総務企画委員会を終わります。

午後4時50分 閉会

# 令和4年6月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日時：令和4年6月15日(水)午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

## 総務部・危機管理部

### ◎議案【説明】

- 議案第 89号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)【所管に属する部分】
- 議案第 96号 鳥取市税条例等の一部改正について
- 議案第 104号 工事請負契約の締結について
- 議案第 107号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】
- 議案第 108号 財産の取得について

### ◎報告

- 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書について  
(総務課、財産経営課、人権推進課、危機管理課)
- 個人情報保護制度の見直しについて(総務課)
- 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について(行財政改革課)
- 「鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書」の提出について(資産活用推進課)

### ◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

#### < 請願(新規) >

- 令和4年請願第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願
- 令和4年請願第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願

#### < 陳情(新規) >

- 令和4年陳情第 6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 令和4年陳情第 8号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情
- 令和4年陳情第 7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- 令和4年陳情第 10号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出を求める陳情

↓裏面があります↓



## 企画推進部

### ◎議案【説明】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】

### ◎報告

報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について(秘書課、文化交流課、情報政策課)  
公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況について(政策企画課)  
鳥取県・鳥取市政策連携懇談会について(政策企画課)  
第 2 期因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンの策定について(政策企画課)

## 市民生活部

### ◎議案【説明】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】  
議案第 101 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第 107 号 専決処分事項報告及び承認について【所管に属する部分】

### ◎報告

報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について(協働推進課、市民課)  
報告第 13 号 専決処分事項の報告について(青谷町総合支所地域振興課)

## 選挙管理委員会

## ・ 出納室

## ・ 市議会

### ◎議案【説明】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】  
議案第 94 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について  
議案第 95 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

### ◎報告

報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について(出納室)  
歳入歳出外現金の不明金の一部判明について(出納室)

## その他

総務企画委員会視察について